

第八十四回 参議院商工委員会會議録第十一号

(二五七)

昭和五十三年四月二十六日(水曜日)

午後一時三十三分開会

委員の異動

四月二十六日

辞任

中山 太郎君
矢田部 理君
河田 賢治君

補欠選任

前田 勲男君
大塚 喬君
市川 正一君

出席者は左のとおり。

委員長

楠 正俊君

理事

委員

大谷藤之助君
福岡日出麿君
村馬 孝且君
安武 洋子君
岩崎 純三君
下条進一郎君
中村 啓一君
長谷川 信君
増岡 康治君
真鍋 賢二君
小柳 勇君
浜本 万三君
馬場 富君
峯山 昭範君
市川 正一君
藤井 恒男君
柿沢 弘治君

政府委員

通商産業省産業
政策局長

津野 滋君

事務局側

参考人

常任委員会専門
員

町田 正利君

産業構造審議会
アルミニウム部
会長 内田 忠夫君
日本化学繊維協
会理事長 下山 佳雄君
全国紙パルプ産
業労働組合連合
会書記長 青山 陽一君
ゼンセン同盟常
任執行委員 芦田甚之助君

本日の会議に付した案件

○特定不況産業安定臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(楠正俊君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日、矢田部理君及び河田賢治君が委員を辞任され、その補欠として大塚喬君及び市川正一君がそれぞれ委員に選任されました。

○委員長(楠正俊君) 特定不況産業安定臨時措置法案を議題といたします。

本案審査のため、本日、参考人として産業構造審議会アルミニウム部会長内田忠夫君、日本化学繊維協会理事長下山佳雄君、全国紙パルプ産業労働組合連合会書記長青山陽一君、ゼンセン同盟常任執行委員芦田甚之助君の以上四名の方々の御出席をいただいております。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、皆様には御多忙のところ本委員会に御出席いただきましてまことにありがとうございます。

ます。

本案に対する皆様の忌憚のない御意見を承りまして、今後の本委員会における審査の参考にいたしたいと存じておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

なお、参考人の方々に、それぞれ十五分以内で順次御意見を述べ願ひ、その後各委員からの質問にお答え願ひたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず内田参考人お願いいたします。

○参考人(内田忠夫君) 御紹介いただきました内田でございます。

私は、六つのことを申し上げてみたいと思うのであります。

まず第一は、この法案に関する私の基本的態度の問題でございます。

御承知のように、特定不況産業安定臨時措置法案、これができます段階におきましては、いろいろと素案の段階で問題があつたわけでございまして、たとえば企業の合併あるいは営業の譲渡というような独占禁止政策の基本部分まで独禁法適用除外にする、かつカルテルに対するアウトサイダー規制を強制的に織り込む、こういう形で正面から競争秩序を指定するとともに、官僚統制色がきわめて強い立法が意図されていたわけであります。しかし、こういった行き方につきましては、私の態度は基本的に反対でございます。したがって、他の機会におきましてそういう意見を表明したことがございますが、以上申しました二つの問題点につきましては、最終案におきまして除外されているわけでございまして、この点、私は基本的には現在の競争秩序に合致する法案だというふうに考えているわけでございます。そして、以下述べます理由からこの法案に關しましては基本的に賛成でございます。

次に、第二番目のポイントといたしまして、現在わが国が直面しております産業構造上の問題点を一般的に申し上げまして、それが特にこの構造不況産業とどのような関連に立つたかという点を私の意見として申し上げてみたいわけであります。

御承知のように、わが国の産業構造は、かつての高度成長時代に構成されました性質を強くまだ残しております。ところが、高度成長を支持する要因はほとんど消滅したわけであります。この点から産業構造の基本的な転換がいま必要とされているわけであります。その一環と申しますか、あるいは最も問題が多い局面といたしまして特定不況産業の問題が出てくるように思うわけであります。ところで、特定不況産業が出ております問題点でございますが、これにつきましては、さしあ

たつて五つぐらいポイントを指摘いたします。
まず第一は、こういった特定不況産業と言われ

るものは高度成長が終わりました時期におきまして持っていた性質でありまして、これはわれわれの経済学の言葉では初期条件と申します。つまり現在の構造不況産業そのものが持つております状況であります。

第二番目は、こういった産業に対します最終需要のあり方でございます。この点、御承知のように、最終需要の構成は大きく変わつてしまつたわけであります。したがって、この初期条件と最終需要を突き合わせて見ますと、ここから需給ギャップの問題がはつきりと出てくるわけであります。ここに構造不況産業と言われる産業の中には、現在産業が持つております生産能力、これは初期条件であります。それと現在の有効需要との間の対応関係がつかないという形でギャップが存在するということになっております。そうして、このギャップが非常に大きなものではない産業がこの構造不況産業と言われているもので

あります。

それから、三つ目のポイントといたしましては、国内におきます相対価格が大きく変動したということであり、すなわち、一般的に申しまして、企業におきましてはいろいろ生産をする場合に必要なもの、それをわれわれインプット、投入と申しますが、それに関する価格と、それからそのような生産に必要なものを使いまして生産した結果、つまりアウトプットの価格とありますが、その価格との間の関係といえますものが非常に激変したわけでありまして、特にこれは石油ショック以降大きく変動したわけでありまして、そういう変動の過程において、言うまでもなく、インプットの価格がアウトプットの価格よりも相対的に高くなった産業は当然収益上大きな圧迫を受けるわけであり、このインプットとアウトプットに関しては、言うまでもなく、国内的な条件のみならず、国外の条件、特に為替相場の方が問題になるわけでありまして、こういう面から問題が発生するということがあるわけであり、

それから、四番目のポイントといたしましては、技術上の問題でございまして、御承知のように、産業を取り巻く条件が非常に変わる。したがって、たとえば環境に対しては環境規制ということとを満たすような技術の採用、あるいは労働の賃金の上昇に對しましては資本集約的な技術の採用、さらにはエネルギー価格の上昇に對しましてはエネルギー節約的技術の採用、このように非常に技術的な変化が大きく起こっておりまして、このような技術に對応できるかどうかというのがこの産業のまた大きな問題になっているわけであり、

最後に、第五番目のポイントといたしまして、そういったことを含めましてわが国の産業と外国との産業の競争上の地位が著しく変動しつつあるということとござい、このことを端的にあらわしますのは国際的な比価というものであります、一般に国際競争力と言われているものであります。

さて、以上のように見てまいりますと、構造不況産業といえますものは、これら要因のどれかに関連するわけであり、また、それら要因に關しまして非常に大きな影響を受けているという産業というふうな規定することができると思われます。そうして一般的に申しますと、構造不況産業におきまして生じた影響は、またわれわれの言葉で言えば大域的な変化、大きな領域における変化をこうむった産業でありまして、小域的な変化、小さな調整で対応できるというふうなものではないということに一つ大きな特徴があるわけであり、

それから、第二番目といたしましては、こういった問題に對する対応策は、もちろん短期的な対応も必要でござい、長期的、構造的な形で対応がなされない限り問題の基本的な解決は不可能であるということとあります。

そういったと、そこからのおずから出てまいります結論であります、すなわち、もし変化が小域的であり、かつ循環的、一時的なものであるならば、現在自由経済が持っております市場機構を通じて問題の解決をすることはかなり容易であります。また、もしも単純に有効需要が足りないという形の問題でありますならば、これに對する財政金融政策を用いました有効需要政策によつて対応することが可能であります。しかしながら、以上申しました大域における変化並びに長期的、構造的な変化ということとを構造不況産業が持つ以上、こういった市場調整によつて問題を解決する、あるいは有効需要政策によつて問題を解決するというのは原則として不可能であります。

したがって、次に、第三番目の大きな問題であります、こういう市場ないし短期政策で解決できない問題に對する最終的な対応は、言うまでもなく、企業が自主的にこの問題に当たるということとあります。そして、實際企業といたしましては、短期的な操業におきましては、固定費を除きました変動費

と、それから収入との関係を見合ひまして、しばらくの間は操業するかどうかというのを短期的な利潤の最大に置くことができるわけであり、これを経済学では限界収入と限界費用を等しくする操業というふうな言い方ができます。ただし、この操業はあくまでも通常の短期操業の条件でありまして、これは一般に利潤を最大化するというよりは損害を最小にするということになつてくるわけであり、ところが、現在構造不況産業において起こつております問題は、先ほど申しましたように、こういう短期的な、あるいは限界的な調整ではないわけでありまして、そのことがはつきり出てまいります局面は、限界費用に對して平均費用はるかに高い水準に設定されているということとあります。もつと具体的に申しますと、これは固定費その他をカバーできるような企業の収益状況ではないということとあります。御承知のように、わが国の企業の固定費は、外国と比べますと、ほとんど借入れ条件に依存しているわけでありまして、したがって、こういう状況におきます具体的な金利負担というのは非常に大きなものになつていくわけであり、したがって、こういう状況がかなり時期に続きま

すと、これは結局のところ、企業は規模を縮小させるか、あるいは産業から流出いたしまして、そこにおける企業活動を停止するかのいずれかなつてしまふわけであり、ここで問題が生ずるわけでありまして、そのような企業の縮小及び流出に伴うコストが必ず社会的にかかるわけであり、そのコストは、もちろん個人が負担する場合同様ありますので、企業が負担する場合同様あります。しかし重要なことは、さらにそれに対して公的な負担、公的負担が必要だということとあり、これが恐らく地域のレベルにおける負担あるいは国のレベルにおける負担の問題になつてくると思われ、以上申し上げてみたいと思つて

したがって、以上申し上げたことをより具体的に私が関連いたしましたアルミ産業の製錬の場合に關しまして申し上げてみたいと思つて

あります。

アルミ産業の場合、現状はどうかと申しますと、先ほど指摘いたしましたポイントがほとんど非常に激烈な形で出ていまして、まず第一に初期条件である生産能力と需要との見合ひにおきましては非常に大きな供給超過という形で需給ギャップが存在いたします。第二に投入価格に對して産出価格が著しく低いという形で収益の圧迫が出ていまして、第三に現在のままでは国際的な競争力というのが著しく損なわれていくということとあります。第四に財務構成といひますものがいわゆる高度成長型になつておりまして、借入れ資金が非常に大きいということとあります。いずれにいたしましても、すべての面から見まして構造不況を考へる場合の条件を満たしているわけであり、

それでは、そのような産業の将来はどうであらうかということとありますが、アルミ部会におきましては次の三つの点が検討されたわけであり、

第一は、今後のアルミ産業の環境がどうなるかということとあり、これを考へる場合には、まず第一に世界的なアルミの需給がどのように展開するかということを押さえることが必要であります。それに関連いたしまして、その過程でアルミの価格あるいはコストがどのような方向で変化していくだろうか。さらに三番目といたしまして、わが国のアルミの各企業が自主的な経営努力をいたしましてどのような方法をとることができるだろうか。それから第四番目には、言うまでもなく、国内の需給の問題の見通しであります。

そして、こういうことをまとめまして一応アルミ部会として出した結論は、大体五年たちますと、わが国のアルミはほぼ国際競争力を回復する力があるのではないかと、このこととあります。しかしながら、その前提といたしましては、以上申し上げた幾つかのポイントについて前提が置かれていまして、時間をもつてかすならば、アルミ

題がございます。皆様御記憶のかつて四十六年、日米繊維問題というのが非常に喧伝されましたが、このときの極東諸国の合戦の能力というのは日本の十分の一以下でございましたが、それが今日では七二％に達しております。現在、石油化学業界も非常に業績が悪いわけでございますので、物が余っておりますので、これから非常に安い原料がこの極東諸国に出てまいります。いまや東南アジアでの日本の市場というのはすっかりこの極東諸国に荒らされておる。それからまた、さらに日本にもこれが入りつつあるわけでございます。それからまた、アメリカの攻勢ということもございますけれども、デューポンという会社がございます。このデューポンの設備能力は日本の十社を合わせたものに等しい能力を持っております。そういう非常に大きな企業でございます。これが先ほど申しました安い原料を使ひまして、わが国の主要な輸出市場でございます中国へ最近攻勢をかけてきておりまして、もうすでにその半分以上その市場がとられたという事態もございまして、さらにまた、直接日本へも輸出してくるということが、着々と進んでおるわけでございます。こういうような国際競争の問題がございまして、さらにこれがまた輸入の問題になるわけでございます。わが国が先進国でただ唯一の市場の開放国でございます。七七年のわが国の輸入品の内需に占める割合はすでに一・八％に達しておりますが、これは個々の品目になりますと、さらに三〇％以上というようなものもあるわけでございます。これは特に極東諸国からの輸入が最近非常に増加しております。以上申し上げましたような状況の結果から、合戦の主要十社の決算は、四十九年の上期から五十二年の下期まで経常収支の赤字の累積がすでに二千億に達しております。これをその所有しております土地あるいは有価証券を処分することによって今日までのいできたわけでございますけれども、このような過去の蓄積の食いつぶしはすでに限界に来ておるのでございます。

そこで、この法案との関係でございますけれども、合戦業界は昨年の十月から通産省の勧告短縮を受けて減産を開始いたしました。また、本年の四月からは不況カルテルの認可を得て減産をやっております。現在ようやく少くもその効果があらわれてきているという段階でございます。しかしながら、いつまでもこういう不況カルテルを続けるわけにはまいらないわけでございます。特に今後円高基調というものは定着するであらうから、輸出の割合というものを、先ほど申しました非常に高い輸出依存度というものを大幅に減らす必要があるわけでございます。これを考えまして五年先の需給を計算いたしますと、まず二、三割は設備過剰であるということは大体のコンセンサスになっておるわけでございます。

先ほど申しました国際競争力を削減しないようにどうやってこの過剰な設備を廃棄するかということでございますけれども、各社一律何％の削減ということになりますと、これは非常に国際競争力を減殺することになるわけでございます。結局、もし廃棄するならば工場単位あるいは企業単位で設備廃棄をするということが望ましいわけでございます。そのためには、やはりお互いに金を出し合つて、つまり残存者、残存者が金を出し合つて、そしてやめる人に廃棄しやすいようにするというのが必要だということ、つまり残存者負担の方式というものが大体大筋で合意をされておるのでございます。

この法案を拝見いたしますと、結局、ポイントとしては二点あるかと思うわけでございます。まず第一は、この過剰設備の廃棄の話合いというものがこれほどとも独禁法に触れることになるわけでございますので、これは何とか措置していただかないといけないわけでございます。第二に、設備の廃棄資金という後ろ向き資金が出やすいようにするために保証基金制度を設ける。大要はこの二点を目的としてこの法案が提案されていると思うわけでございます。この法案は、したがって、合戦業界の構造不況の原因であるところ

のたとえば円高の問題、ナフサの価格の割り高の問題あるいは輸入の問題、そういうようなものを何ら解決するものではないわけでもないけれども、設備廃棄によつて問題を解決するためには必要不可欠のものだと私も考えております。われわれといたしましては、この法案に十分満足しているわけではございませんけれども、この法案が提案されたことは一つの大きな前進だと考えておるわけでございます。

いま私もこの法案そのものにつきまして十分満足しているものでないとし上げた理由は二つございまして、一つは、アウトサイダー規制の問題でございます。これが外されたということによりまして非常に話がまとまりにくくなる、設備廃棄の話がまとまりにくくなるということは事実でございます。アウトサイダー規制というのは、結局、設備の処理あるいは残存者負担についてのアウトサイダー規制の問題と設備の新増設の制限についてのアウトサイダー規制の問題が二つあるわけでございますけれども、その後者が通産省の原案には入っておつたけれども、結局削除されたということでございまして、ところが四十二年の七月に制定された特定繊維工業構造改善臨時措置法というのがございまして、これにはその設備の処理に関するアウトサイダー規制が入つておりました。別に大した問題にはならなかつたのでございまして、今回はなぜこれがこんな大問題になったのかと、私ももととしてはいささか理解に苦しむものでございまして、不満だと申し上げたもう一点は、設備廃棄いたします場合に、低利長期の資金の確保について十分な予算措置がないということでございます。もちろん、そのために、そのかわりとしてこの保証基金制度が設けられているわけでございますけれども、それよりもやはり手が出るようにほしいのは長期低利の資金でございます。これが何ら触れられていないということはきわめて残念でございます。

いずれにいたしましても、この法案が成立いたしましたにしましては、私もどなたもいたしまして、この法律の助けをかりましてこの構造不況脱出のために全力を尽くす考えでございますけれども、また先方には何とぞこの円高は正の問題あるいはナフサ価格の割り高は正の問題、あるいは輸入問題等につきましてもいろいろとお力添えをいただきますれば幸いに存する次第でございます。

以上でございます。(拍手)

○委員長(橋正俊君) ありがとうございます。

次に、青山参考人お願いいたします。

○参考人(青山陽一君) 不況カルテルを実施中の段ボール原紙及び家庭用薄葉紙を組織に抱えております紙パルプ連の書記長の青山でございます。特定不況産業安定臨時措置法について六点到つた意見を述べたいと思つております。

まず第一点として、冒頭に述べておきたいことでありまして、段ボール原紙業界では、現在不況カルテルを実施しておりますが、その実施期間中に構造改善計画が立てられないと特定不況産業に指定されないということを業界が言つております。そして通産省の行政指導による二五％の生産能力削減案を検討中でありまして、それが人減らしを初めとする合理化提案になつてまいりまして、労働者の肩に大変大きな負担がかつてきているというのが現状でございます。

具体的な内容としては大変たくさんあるわけですが、まず、首切り、希望退職者募集、配置転換、出向、賃下げ、賃金ストップ、期末一時金の切り下げ、さらには諸手当の削減、定年延長の中止、定年年齢の引き下げ、再雇用期間の短縮、そして再雇用制度の廃止、福利厚生費の削減、廃止、パートタイマーの首切り、下請関連企業の整理などが挙げられます。通産省の行政指導が労働者の雇用不安を増幅させ、先取り、便乗的合理化を誘発させているということは、私たちが非常に遺憾に思つておるところであります。この法案が制定され、具体的に実施されることになれば、労働者は

深刻な不安に駆り立てられることになり。な
ぜならば、この法案は設備廃棄が主眼になっ
て、労働者の雇用安定について保証がないか
らであります。

第二点の問題であります。同じ特定不況産業
といつても、設備の処理などの及ぼす影響はさ
まざままで、すでに長期の格納もしくは休止の状
態になっていて、そこに操業要員が配置されてい
ない場合は廃棄によって直接生首が飛ぶというや
うなことはありません。しかし、紙パルプの場合
は、ごく一部を除いて、設備の廃棄は即労働者の
労働条件に結びついてまいります。

段ボール原紙の場合、いま検討されている二
五%の設備廃棄といえは月産十五万トンの生産
能力削減になります。巷間伝えられているところ
によりますと、現在、月産一万トンの設備を新設
するとなれば、バーリンパルプを主原料にいたし
ておりますクラフトライナーで三百億円、故紙を主
原料にしておりますジュートライナーで百億円の
資金が必要だといふに言われております。十五
万トンの設備を新設するとなれば一千六百億円
から二千億円の資金が必要だということになりま
す。装置産業であり、一社一工場、一つの設備と
いうところもあります。何百台、何千台もある機
械の廃棄の場合と違って、段ボール原紙の場合の
設備廃棄は即企業閉鎖、全員首切りにもつなが
てくるという実情にあるということでありま
す。

第三点は、設備の廃棄率はどうして決定され
るのかということでありま
す。この法案の第三条第三項では「設備の処理に
ついて定めることができる設備の種類は、特定不況
産業ごとに、政令で定める。」となっております。
さらに第四項では「設備の生産能力の計算方法は、
前項の規定により政令で定める設備の種類ごと
に、主務省令で定める。」となっております。一方、
安定基本計画を定めるときは、第三条第五項で「事
業者の雇用する労働者の雇用の安定及び関連中小
企業者の経営の安定について、十分な考慮が払わ
れたものでなければならない。」となっております。

す。さらに第六項ではあらかじめ「事業者団体及
び労働組合の意見を聴かなければならない」、こ
ういふふうになっております。設備廃棄率算定の
基礎になる生産能力の計算方法や設備の処理につ
いて定めることのできる設備の種類が法の制定と
ともに政令省令で定められるときに、雇用の安定
についての配慮や関係審議会の事情聴取はどんな
形で反映されるのか。設備の処理などについて目
下通産省産業政策局、法制局、公正取引委員会な
どで定義が検討されていると聞いております。政
令省令が先行し、ここで決められたことが関係審
議会にかけられても、そこでは修正の余地はな
く、なつてしまふ。政令省令で重要なことが決
められる前に関係審議会に諮るべきではないかとい
うのが私の考え方でありま
す。

第四点は、この設備の廃棄率決定についての私
の意見であります。段ボール原紙の場合、設備
廃棄率算定の基礎になる生産能力は、通産省調査
統計部が定める基準に基づいて算定され、月間二
十九日稼働、年間三百三十六日稼働がその前提に
なつております。紙パルプの労働者も年末年始は
操業を停止して世間並みの休みをとりたいと思
うところでありま
す。高温高湿で騒音の激
しい職場であります。労働者が一斉に夏休みをとり
たいと考えるのは当然のことでありま
す。西欧の
紙パルプ労働者は、夏に三週間ないし四週間操業
を停止して長期休暇をとっております。現在操
業短縮中であり、年間三百三十六日稼働は実態と
大きくかけ離れております。また、二五%の設備
廃棄を行い、人減らし合理化を強行した上で、年
中無休のフル操業を行うようにはなれば、そこ
で働く労働者はたまったものではありま
せん。そ
れがこの法律の真のねらいであると思
はれ、私はこれに反対せざるを得ま
せん。

さらに重要なことは、廃棄率を決定する一方の
指標である消費の見通しの問題です。需給の試算
は、実質GNPの伸び率に一定の弾性値を乗じて
計算されております。通産省が昨年十二月とこと
しの一月に行つた試算では、実質GNPの伸び率

とともに弾性値も修正されております。この四年
間をとつても、弾性値はその年によって異なつて
おります。試算はきわめて恣意的に行われており
まして、説得力がないものと思
ひます。たとえば
日中平和条約が早期に締結されれば、中国向け輸
出が伸びるという事態も生じます。一律的な設備
廃棄、設備廃棄一本やりの行政指導には大きな疑
問が残るわけでありま
す。週休二日制を目指す
労働時間短縮を見込んだ生産能力の算定、十分変化
の要因を織り込んだ需給試算でなければ、後に悔
いを残すことになりかねないと思
ひます。

したがって、第五点としては、設備の処理につ
いては格納、休止を優先し、廃棄は最少限にすべ
きであるというのが私の結論でありま
す。

段ボール原紙の場合、業界では能力削減に当
たつてドライヤーの一部を撤去するドライヤー
カット、すき物を他品種に変更する転抄、凍結、
休止、他の品種をすいているマシンの廃棄、こ
の分を段ボール原紙のマシンで肩がわりする代替
廃棄などを検討しております。しかし、通産省は、
いわゆる設備廃棄に該当しないと云つて、設備廃
棄一本やりの行政指導を行つております。余りに
も硬直的であり過ぎると思
ひます。衆議院では「設
備の処理に当たっては、業種の実情に応じ、設備
の廃棄を必要最小限にとどめるよう努力するこ
と。」という附帯決議がつけられました。政令省令
を決める際や安定基本計画を決定する場合、こ
うした附帯決議の趣旨が十分反映されるようにし
てほしいと思
ひます。

最後に第六点として、特定不況産業信用基金に
ついては、目的のところに「雇用の安定を配慮し
つつ、特定不況産業における計画的な設備の処理
を促進するため」と修正してほしいと思
ひます。計
画的な設備の処理に雇用の安定、失業の防止
を含め、債務保証がこの面にも活用できる道を開
いてもらいたいと思
ひます。債務保証がかえつて
首切りの促進になつたのでは法律の各条項に雇用
の安定を図りつつという条文を盛り込んでみても全
く意味がなくなり、画竜点睛を欠くことになりま
す。

このことは第四節の第三十九条「業務」の第一項
にある「設備の処理に伴つて必要となる資金」の
中にも明確に位置づけていただきたいと思
ひます。

なお、基金の評議員会の評議員二十人以内の中
に必ず労働者代表を参加させることを明確にし
ていただきたいと思
ひます。

以上で私の意見陳述を終わります。

○委員長(補正後) ありがとうございます。

次に、芦田参考人お願いいたします。

○参考人(芦田基之助君) センセン同盟の芦田
でございます。

代表的構造不況業種と言われております繊維産
業の労働組合の立場から、この法案に対する見解
を申し上げます。

結論から申し上げますと、この法案には基本的
には賛成であり、早期成立を強く要望しておき
たいと思
ひます。

繊維産業は典型的な不況産業でありまして、戦後
八回に及ぶ不況を経験してきておりますけれど
も、今回の不況は昭和四十九年から足かけ五年に
及ぶものでありまして、その規模の大きさと深刻
の度合いにおきましては、かつてないものであり
ます。すでに綿紡績、羊毛紡績は一年以上にわた
りまして不況カルテルを実施しておりますし、合
織も昨年十月から勧告操短が行われ、現在も引き
続き不況カルテルを実施しておるわけでございま
す。また、最近では、有名ブランドのVANであり
ますとか花咲でありますとか、そういうアパレ
ル部門の倒産が相次いでございまして、先行きは不
透明のままでござい
ます。このような事態に立ち
至りましたのは、一つは内需の不振が挙げられま
す。もう一つは発展途上国繊維産業の急成長と先
進工業国の保護貿易的な傾向によりましてわが国
の繊維の輸出が停滞し、一方、輸入が急増をし
ましてわが国繊維産業の市場が非常に狭められて
おるということであり
ます。そして、それに対
してわが国の繊維産業が十分対応できていないと
ころに今日の事態があると思
ひます。したがいま

して、景気がある程度回復をすれば内需が伸びるかも知れませんが、しかし、過度に肥大してしまつたわが国の繊維産業が根本的に立ち直るということは困難であると思ひます。現在の高率操短が今後も継続されることになっておりますが、しかし、これをさらに長期にわたつて継続するということはむづかしいと思ひます。現に紡績、織布、ニットなど広範にわたつて設備の廃棄が進められておるわけでありまして、合機だけが操短によつて一時しのぎを續けていくというようなことは不可能だと思ひます。そういったと、合機におきましても過剰設備の処理は不可避であらうと思ひます。そうだとすれば、私どもは、雇用不安といふものをできるだけ少なくいたしまして、円滑にこの処理が推進できるような方策を考えていかなければならないと思ひます。そのために法律並びに政策面での総合的な対策といふものが必要であらうと思ひます。そういう意味から私はこの法案に基本的に賛成をしておるわけでありま

す。ただ、この法案に賛成であるからといって、この法案にそれならば問題はないのかといふと、私は幾つかの問題点を指摘をせざるを得ないわけでありま

す。一つは、この法案は当面の過剰設備処理のための債務保証に限定をされております。産業安定のための総合的な施策に欠ける面がございます。しかも、信用保証と言ひましても、予定されております信用保証基金の規模が余りにも小さ過ぎるのではないかといふような危惧を持たざるを得ません。

第二は、アウトサイダー規制が外されておりますけれども、これは法の目指すところに実効が上がるのかどうか、疑問があるわけでありま

す。ようなことで、この法律の実効性を疑わざるを得ないわけでありま

す。第三番目は、業種指定並びに安定基本計画策定の段階における労働組合の関与のあり方が不十分だと思ひます。当初原案に比へまして、衆議院段階において修正をされておりますので、かなり改善されておるとは思ひますけれども、私どもはまだ十分であるといふふうに言わざるを得ません。以上のことから、この法案につきまして次の要望を申し上げたいと思ひます。

その第一は、業界並びに企業が特定不況産業の業種指定を申し出る場合は事前に労使協議を行うことを義務づけるべきであるといふふうに思ひま

す。第二番目は、業種指定並びに安定基本計画を策定する段階において関係審議会は労使の意見を聞くことと衆議院段階において修正され、そのことが義務づけられるようになりま

す。しかし、関係審議会が労働組合あるいは労使の意見を聞くというよりも、関係審議会そのものに労働代表を参加させるべきであるといふふうに私どもは考えております。センセン同盟の場合は、繊維工業審議会がございまして、そこにわれわれの代表が参加をして審議会に加はることができま

すけれども、すべての産業に審議会が設置されておるわけではありま

す。それから、安定基本計画の中に雇用安定計画といふものを明確にすべきであるといふふうに考えております。

第四番目は、安定基本計画の実施に当たりまして、各段階での関係労働組合との協議が必要であるといふことでありま

す。衆議院での修正によりまして、事業所段階の協議が義務づけられておりますけれども、これをやはり業種段階、産業段階においても協議する場が必要であるといふふうに考えております。

第五番目は、アウトサイダー規制の条項を設けるべきであるといふふうに考えております。なお、この法案の実施にあわせて次のや

はり総合的な対策を進める必要があると思ひます。その第一番目は、積極的な財政金融政策を展開をいたしまして内需の大幅な喚起を図るとともに、円高は正のための措置が講じられなければなら

ないと思ひます。内需の大幅な喚起と円高の是正によりまして繊維産業が当面している不況はかなり緩和をされると思ひます。さらにまた、深刻な雇用不安といふものもかなり解消をされていくと思ひます。

第二は、秩序ある貿易体制を確立する必要があるといふことでありま

す。一方設備の処理が行われ、他方で輸入が野放しであるといふことであるといふことと、何のための安定かといふことになつてくるわけでありま

す。結果的には労働者の雇用機会を縮小することになりはしないか。そういう意味で、私どもは秩序ある貿易体制の確立といふことを強く要望をいたしたいと思ひます。そこで短期、中期の繊維品の輸入のガイドラインを設定いたしまして、関係業界の協力と行政当局の指導によりまして輸入の秩序化を図るべきであると思ひま

す。四年前に国際繊維取り決めに締結をされま

す。アメリカ、EC等におきましては関係各国との間に二国間協定を結びまして、輸入に対するガードを固めておるわけでありま

す。日本の場合、この協定に参加しておりますけれども、まだ二国間協定は行われておりません。わが国の繊維産業の

べきだと思ひます。すなわち、なだらかな調整を行ひまして労働者への犠牲というものを最小限に食いとめるべきだと考えております。現在それだけの企業におきましては減量経営ということで人減らしが行われておりますけれども、せっかく充足をいたしました雇用安定資金というものを活用をいたしまして、ある程度の過剰雇用であつてもそれは維持していかなければならないというふうな考へております。さらに、今日のように冷たい切つた情勢におきましては、企業におけるその雇用の維持、拡大もさることながら、国の責任によつて雇用創出の対策なり政策というものを積極的に展開をしていかなければならないのではないかと、いうことを申し上げておきたいと思ひます。

なお最後に、お手元にお届けいたしてあります私の見解の概要の最後のところでありますが、十ページ並びに十一ページ、この不況によりまして繊維の労働者の雇用がどういふふうに変つていったかというところをこの十ページ、十一ページの表が明らかにしておるわけでありまして、この四年の間にほぼ繊維産業の労働者は二〇％強のものが減少をいたしておるわけでありまして、もちろん、この二〇％減少しておるというのは、この方たちが首を切られたと、こういう意味ではございません。繊維産業の場合は比較的動向の短い女子労働者を抱えておりますので、労働力の出入りが比較的激しいわけでありまして、補充をしないといふふうなことによつてこういう事態も起きておるわけでありまして、いずれにいたしましても二二％強のものが減少をしておる、さらに紡績等におきましては四〇％も減少をしておるといふのが実態でございます。こういうふうな経緯から、われわれゼンセン同盟の組織も、昭和四十八年の段階では六十万を数えたわけでありまして、現在はずでに五十万に落ち込んでおる状況であります。

さらに、この四年の間にわれわれの組織にどれくらいの合理化問題が発生したかといふものと、ゼンセン同盟の組織には現在千八百の組合がございますけれども、そのうち七百五十六件の合理化問題が発生をしておる、こういう事態でございます。こういう合理化問題によりましてこの四年の間に二万六千人余りの労働者が、倒産による解雇であるとか、あるいは工場閉鎖等による希望退職であるとか、そういうふうなことにによりまして減少をしていっておるわけでありまして、

さらに、その次のページの十二ページにおきましては、中小企業を中心といたしまして繊維の設備の共同廃棄事業の進捗状況を明らかにしておるんですが、これからのかなりこの繊維の設備というものは縮小していかざるを得ないという状況でありますので、当面の最大の課題は雇用問題である、こういうふうな立場から私どもは現在苦しい状況の中で活動を展開しておるといふことを申し添へまして、意見の開陳を終わらせていただきます。

○委員長(橋正俊君) ありがとうございます。以上で参考人の方々の意見の開陳は終わりました。これより参考人に対する質疑を行います。

なお、内田参考人におきましては、健康上の理由で約三時半までの出席にとどめてほしいとの要請がございますので、まず、内田参考人に対する質疑を行うことといたします。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○対馬孝且君 四人の方から非常に貴重な参考の御意見を賜りましてありがとうございます。私からも感謝を申し上げます。

内田先生がお帰りになれるということでございますので、内田先生だけにしぼつてひとつ二、三点お伺いしたいと思ひます。

この法律は、言うまでもなく、特定不況産業安定法という法律なのでありますが、私に言わせま

すと、これは安定じゃなくて不安定ではないかという感じがするわけですね。それはなぜかと言いま

すと、やっぱり結論的には、この法案にしまつてまいりますと、設備を廃棄して中小企業と労働者の犠牲でひとつこの構造不況を乗り切つていこう、ここに結論が成り立つておるわけでございます。

して、したがひまして、こういった立場から率直に御意見をお聞かせ願ひたいのでありますが、私は、やっぱり何と云つても、いま内田先生も触れられましたが、これからの構造不況を展望する場合には、中期的な産業政策の基本的な施策がやっぱり示されるべきである、これがやっぱり柱になつて当面のこの構造不況の手だてをどういふふうにしていくかということになつていかないと、どうも根本的な構造不況、単なる循環的な不況じゃありませんから、つまり構造的な不況ということになります。中、長期の産業基本政策が必要である、こういう立場に立つておるのでありますが、この点先生も触れられましたけれども、ひとつこれからの進め方、あり方等について先生の感想なり御意見がありましたらお聞かせを願ひたい。これが一つであります。

それから二つ目は、アルミ産業の審議会の部長を先生がおやりになつておりました最高責任者でございますから、アルミ産業と省エネルギーの政策との関係、これをちょっとお尋ねいたします。

アルミの製造面では、この産業というのは、言うまでもなく、エネルギーの多消費産業であることは言うまでもありません。したがつて、軽金属であるために、でこ上がつたものは省エネルギーに役立つ、つまり自動車、新幹線、地下鉄などの輸送関係の軽量化によつて逆に消費エネルギーが大幅に節約される、こういう話もよく聞くわけ

であります。省エネルギー政策の推進が国策上の至上命題とされる今日の段階で、わが国のアルミ産業の将来性について、先ほどちょっとありまして、方向としての考え方をひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。これが第二点であります。

それから第三点は、アルミと電力料金の対策との関係についてお伺いしますが、アルミ産業とは電力のかん詰めだといふような極論もござい

けれども、つまりアルミのトン当たりの原価が、先生も触れられました、三十数万円のうち電力料金だけで、日本と欧米を比較いたしました

諸国間の差は十万近くのコスト差がある。いまのところ、政府も電力コストに対する決め手の方策が、同僚の議員も質問しておりますが、ないようであります。ECではアルミ用の電力は政策料金として適用されていると私は聞いておりますけれども、わが国のアルミ製錬エネルギーコストについて何らかの政策料金を導入されるべきものである、これがやはりこのアルミ産業を救う政策の手だてとして何よりもひとつ重要だと考へるのであります。この点の考え方を第三点としてお聞かせ願ひたいと思ひます。

最後に、設備凍結五年間とした理由なんでありまして、先ほどこのアルミ産業のこれからの回復ということについては五年ということをお先生もお訴えがありました。そこでアルミ業界がこの法律によつて四十万トン設備が大体凍結される、こういうふうな聞いておるのでありますが、したがつて、エネルギーコスト、金利負担、輸入面

手が打たなければ経営の安定というのは望み得ないのではないか、こういう感じを持つわけでありまして、したがひまして、アルミ部会等である五

年間という一応のアルミ産業の回復のめどといひます。したがひまして、アルミ部会等である五

年間という一応のアルミ産業の回復のめどといひます。したがひまして、アルミ部会等である五

年間という一応のアルミ産業の回復のめどといひます。したがひまして、アルミ部会等である五

年間という一応のアルミ産業の回復のめどといひます。したがひまして、アルミ部会等である五

年間という一応のアルミ産業の回復のめどといひます。したがひまして、アルミ部会等である五

は、これは率直に認めなければならぬ問題だと思ひます。したがういふ、そのような経済体質の変革を、これは中期的に行つていくことが最も必要であるといふのが現在の中期経済計画に要請されている点でございまして、この点の御指摘に対しては私も全く同感であります。

ところが、ここで問題なのは、そういう日本経済が持つております一般的な体質といふことを前提にした議論と、それから、さしあつていまい何をやらなければいけないかという議論が、ごんがらありますと、実は何もできないといふことになつてくる。私はおそれが非常に大きいと思つておられます。早い話が、たとえばこういう法案は労働者あるいは中小企業に対して設備廃棄という過程を通じてしわ寄せがいくというふうなことに對する一つの対応策は、やはりそういう面におきまして設備廃棄をやらせない、あるいは設備の縮小をやらせないといふことではなくて、さしあつては有効需要の拡大であるといふのがまさに私は当面の最も重要な施策であるといふふうに思つておられます。

よく構造不況産業といふのは有効需要政策だけで救えない、あるいはそういうものの範囲をはずれたものであるという議論があります。私も基本的にそれはそのようなトーンできょうお話ししたわけでありまして、しかしながら、有効需要の拡大が普通構造不況産業と言われる産業に対してほとんど影響を持たないかといふと、私は、これは全く間違つた議論であり、たとえばきょう問題になつております繊維産業なんかの場合には、これは明らかに減税によつて非常に大きな効果が生ずるわけでありまして、有効需要の面から、また、この面から、さしあつては解雇あるいはレイオフといふのが避けられたであらうような事態が幾つか生ずることは私は明らかであると思ひますし、そういう点から申しますと、やはり日本経済が体質的に持つております問題と、それから、そういう体質を前提にして、なおかつ弱者にしわ寄せを寄せないさしあつての対策は何であるか、こ

うことをやはりうまく組み合わせて国政を動かしていつていただきますと大変ありがたいといふふうに思つておられます。

事実、今回の特に各野党がお出しになりました中期経済計画を見させていただきますと、これはこの政党内でも大資本主義経済の枠組みはさしあつて前提にするといふことになつておられるわけでありまして、そうであるならば、やはり企業採算あるいは企業経営といふものは基本的に認めまして、そしてそこから出てくるいろいろな問題点に對してこの修正を行つていくといふのが中期的な少なくとも基本方向だといふふうに了解するわけでありまして、そうであるならば、一氣にその制度改革によりましてこういった体質を変化させるといふのではなくて、漸進的にやつていくといふことが中期的には最も重要なことであり、かつ私は国会の政党的レベルにおいて実はそういう合意は存在しているのではないかといふふうに思つておられます。

それから、第二番目のアルミ産業の将来性、そしてそれの持つ省エネルギー的な性質であります。この点につきましては、先ほども簡単に申しましたが、実は構造不況産業が直面している問題は非常に複雑でございまして、国内の事情その他によつて律し切れるものではない、これはまさに日本の経済が国際的に申しまして大國化しているといふことの一つの反映に私はなつておられるといふふうに思つておられます。実際このアルミ産業で申しましても、われわれが検討いたしましたこの将来性のポイントといふのは実にいろいろなポイントがあるわけにございまして、たとえば、もちろんわが国の国内におきましてどれだけの需要がアルミに発生するかという需要予測がありますが、第二に、やはりそれは世界的な規模における需給予測でなければならぬ。特にこれはわが国のアルミ産業が世界に占める地位、そして世界的な需給の変化がわが国の経済に及ぼす影響、こ

ういふものを検討しなければ、実はアルミ産業といふのは、いまや国内的な事情で決定できない。それから第三番目には、国際的な地金のコストがどのように動きますか、そしてまた、アルミの価格がどうなりますか、これはもちろん需給関係あるいは市場の状況によつて変わつてくるわけでありまして、こ

ういふものを企業のレベルでも考えられる方向に持つていくのではないかと。ただし、その場合に、言うまでもなく、一般的に申しますと、コスト面におきましては業界の努力あるいは政策的な措置によつてコストは下がつてくるでしょう、これに對しまして、価格の方はだんだん世界的な需給の逼迫によりまして上がつていくでしょう、こ

ういふような前提があるわけでありまして、それから最後に、電気料金との関係におきまして国際比較の問題をお出しになつたわけでありまして、まずこの点においてはつきりとわれわれ認識しておかなければいけないことは、現在の各国のエネルギー価格あるいは電力価格を前提にして議論するといふことは間違ひだといふことであります。すなわち、たとえばアメリカをとつてみますと、アメリカのエネルギー価格は、現在議会で問題になつておりますように、これは非常に人為的な価格であります。意図的にエネルギー価格を下げておられるわけですね、政策的に。この点は日本と比べて非常に介入が強いわけでありまして、それがために実は現在のアメリカの急激な輸入が発生しているといふことであります。したがつて、現在アメリカ政府がとつております方向は、エネルギー価格をもつと上げるといふ方向に持つていきまして、実は現在のアメリカに存在するエネルギー価格は正常な価格ではないわけでありまして、恐らくわれわれの見通しではそういった情勢は調整されるだろうといふふうに思つておられるわけにございまして、そういう意味から申しましても、よく現在アメリカの電力料金に比べると日本の電力料金は三分の一も高いと、こ

ういふものは将来的に維持できないだろうといふふうに私はまず考えた方が正しいのではないかと。現状に余りとらわれない考え方をいたしますと、これはどうにもならない

という問題が出てまいります。

それから、政策料金を導入したらどうかと言うのですが、これは実は私は基本的には反対でございますが、その点は、よく言われるように、そういった料金を公的に、特に差別的にやることによりまして、実にこれまでにいろいろな弊害が出ていたわけであります。もしそうやるのだったら、やはり補助金の措置の方が望ましいわけでございまして、そういう問題にしましては、今回のアルミ部会におきましてこの方向は排除されたわけでありました。

最後に、それではアルミの決め手は何であるかということでございますが、やはり基本的には業界の自主努力、そしてこの再編成というような方向にどう踏み出すかということでございます。政策はやはりその補助的な手段にすぎない、こういうふうな申し上げたいと思うわけでございします。

どうも長くなりまして。

○委員長(補正後) ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(補正後) 速記を起して。

○山田昭範君 それでは、簡単に四点お伺いします。

まず第一点は、アウトサイダー規制の問題であります。これは先ほど内田先生は、現在まあ法案の中にこれを入れることについては反対である、こういうふうにおっしゃってございました。これは本日の陳述の中でも、お二人の方はこの問題に賛成、このアウトサイダー規制を入れなければどうしようもないという御意見もあるわけですが、実際問題として、この設備の新設等の制限にかかわるいわゆる共同行為を実施している場合におきましては、この共同行為に加わらないいわゆるアウトサイダーに対しても共同行為の内容に相当する制限を何らかの形で実施しなければ過剰設備の処理は実効が上がらないと、こういうふうな意見が現実にあるわけですね。そこで、この問題について、現在の法案の中で具体的にこの点について

はどういうふうな実施をしていくかということが問題になるわけですが、この点についての御意見をまずひとつお伺いしたい。

それから二番目に、アルミ産業のいわゆる構造不況の原因につきまして、先ほど四点ほど説明がございました。

(委員長退席、理事福岡日出磨君着席)

これは確かに、その四点の中身はもう申し上げませんが、すべて企業のみ責任でないということ、私は私たちが十分わかっているわけであります。しかし、今回のこの法案の成立によりまして、いわゆる設備の処理が行われるわけであります。これで十分であると私は言えないと思うのですけれども、相当の対応ができるのかどうか、この点が第二点であります。

それから第三点としまして、いわゆる国際競争力を回復するまでには五年間持ちこたえる必要がある、こういう御説明がございました。確かに私は中長期的な需給見通しというのがやはりこれから大事になってくると思います。そこで、このアルミ業界の五年先のいわゆる国際的な見通しというのは現在どういうふうになっているのかというのが第三点目でございます。

それから第四点目としまして、先ほど衆議院の附帯決議にもう一点追加したいということで御説明がございました。実際問題として、今回のこの法案そのものも賛成、反対いろいろありまして、わが党としましては賛成いたしているわけでございますが、先生がいまお考えになっていらして、現在の法案が成立した場合に将来一番問題となる点ですね、この法案の中で、どういふ点が一番問題になると先生はお考えになっていらしていらっしゃる、この四点をお伺いしたいと思います。

○理事(福岡日出磨君) 時間の都合がございしますので、できるだけひとつ簡単をお願いいたします。

○参考人(内田忠夫君) まず第一のアウトサイダー規制でございますが、私は、これは法案に入れることは反対でございます。

それから、具体的に申しまして、たとえばアルミの場合でございますと、製錬六社ということでもって、ほとんどアウトサイダー問題は出てまいりません。ところが平電炉の場合ですと六十社とか七十社とか、非常に多くの業界の方がいらつしやる。これはそれぞれ業界によって同じ構造不況産業といつても違つておりますから、したがって、安定基本計画の段階でその問題はお詰めになる必要があろう。これを一般的にアウトサイダー規制といたしますと、一般的に産業組織が持つております秩序あるいは効率性、そういうものに對して私はむしろマイナスの影響を及ぼすのではないかとこのように思います。

それから第二番目の問題でございますが、三番目の方から申し上げた方がいいと思いますが、五年先のアルミの状況がどうなっているかということでございます。

これは実は需給見通し、コスト見通し、価格見通し、こういうものが全部入ってくるわけでございまして、最近いろいろなこういう手法が開発されておりますけれども、これが決して決め手だということにはなりません。ですから、先ほど御参考までに大体五十八年におきまして国際競争力回復ということとは、実は収支がとんとんになると。それ以降は利潤が発生するというところであります。具体的な価格の動向及びコストの動向につきまして、実はアルミ産業におきまして詳しい資料がございしますので、ぜひそれを見ていただきたいと思います。

それから、量的な需給関係であります。これもいろいろな見通しがございまして、一番早い場合には、世界の需給は、生産能力と需要との関係におきまして一九八三年においてすでにショートする、こういうことでございまして、もう少し長い期間で見ますと、八〇年代の後半と言う方もおられるかもしれませんが、大体われわれの作業は、八〇年代の前半におきまして世界のアルミの需給は需要超過の状況にある、こういうような見通しでございます。

そして、二番目の問題であります。そういうような状況に對する前の問題でございますが、この場合に、やはり現在の債務超過、特に資本金に對しまして、もはや債務の方が多くなつてきている、こういう決定的に財務状況が悪くなつてきている姿があるわけであります。これを真つ先に直すということが恐らくアルミ産業において最も経営上重要な問題であらうということになるかと思ひます。

最後に、負担の問題であります。この最も重要なポイントは、先ほどから申し上げておりますように、構造不況産業というものは何らかの意味において産業構造の調整、もつと具体的に申しますと、場合によってはその産業からの撤退あるいは流出ということを行わざるを得ない状況にある。この点は実は社会党の今回の中期経済計画においてもはつきりと述べられていた問題であります。したがって、そういう場合に一番大きく出てまいります問題は、そこから流出いたします生産要素、特に労働力の問題であります。こういう労働力に関するいろいろなコストがございします。それはもうほかの参考人の方からする御説明があつたとおりであります。これを労働者個人にしわ寄せするというのはもつてのほかであります。これはやはり社会的に負担するメカニズムをきちんと考えるべきである。こういった産業構造の調整問題は構造不況産業だけではなくて、ほかのすべての産業においてこれから発生するわけであります。それから、そしてまた、国際的な協調という点から申しますと、当然、日本の国内において変化がなくても、国際的な情勢の変化によりまして産業構造が変化し、かつ労働力の移動が起るといふ状態はこれからますますふえるわけであります。したがって、そういう労働力移動に伴うコスト、これをいかに社会的かつ地域的に負担するか、こういう原則をできるだけ早く国政のレベルでつくられることが最もこの際この負担問題に關して重要ではなからうか。これまでのように、個人的なところにしわ寄せするというような姿は

これからは許されないのであるということであり
ます。

○小柳勇君 私は一問内田先生に質問いたします
が、一昨年ごろからこの商工委員会ではゆる不
況産業というものを論議してまいりました。その
ころ大体十二、三の業種を不況産業として、その
対策をいろいろ論議したわけでございます。結局、
今度の法律に四つ明示して、あとは第五項として、
今後省令政令で決めていくわけでございますけれ
ども、産業構造の転換というものの、ただ、いまも
おっしゃいましたように、四業種ではなくて、産
業構造の転換というものを根本的に考えていか
なければならぬ。それには、いま政府の中期経済計
画、経済見通しというものが非常に不安定でござ
います。したがって、私はアルミ部会長というよ
り、むしろ産業構造審議会の委員である先生に、
産業構造審議会は一体産業構造の転換というもの
に対して根本的にどういう論議をして、そしてそ
の中でアルミ——各部会の位置づけをしておられ
るであろうかと、そういうことをお聞きしたいわ
けです。

それは産構審の答申で、通産省から四十九年か
ら産業構造ビジョンというものが出てまいりまし
た。それで毎年ローリングしてありましたが、ど
も、昨年末に出ました構造のビジョンでは非常に
不安定であるということで、確固たる経済見通し
のないままに非常に不安定であるから、これを安
定させるといことが大きな課題になって書かれ
ています。したがって、産業構造の転換というも
のの中のアルミ、そしていま五年したら大体回復
するだろうとおっしゃいました。したがって、アル
ミについてはそれでございましょうけれども、
全体的な日本の産業構造の転換の中においてアル
ミが五年したら回復していくのであろうかと。で
あるならば、その産業構造の転換については、一
体、具体的にどういうものを腹に入れないながら産業
構造審議会は論議しておられるのであろうか、そ
れが第一点であります。

それから、いま公明党の委員から質問がありま

したから省略してもいいのでありますが、この最
後の転換のコストの平等負担、私は、ただ単に労
働者と業者と、そういう平等でなくて、産業構造
の転換、全体的な転換の中における転換のための
コストの平等であらうかと考えて実は聞いておっ
たわけなんです。その点につきましても、であるなら
ば、今度のこの法律というものは本当に当座のこ
の二、三年だけの対策であって、根本的にもう一
回産業構造転換基本法なるものを考えていかなけ
れば、結局はもうこの法律では救えぬのではない
かという気がするわけでございます。

その二点について、まあ、まとめて一点でござ
いますけれども、お話を願いたいと思います。

○参考人(内田忠夫君) まず、通産省におきま
す構造転換の考え方でありまして、これはよく批判
されましたように、これまでの産業構造というの
は成長第一主義でございまして、国民のニーズと
いうものとの対応関係は必ずしも十分でない。し
たがって、この対応関係をこれから逆にニーズ優
先につけていくという方向が実は昭和五十年あた
りから出されたわけでありまして、まあ考え方の
たしとしては、したがって、この最終需要と産業
構造との対応関係、それからそれに対応する技術
状況のあり方、さらに国際関係から考えました国
際的な比較優位の状況と、この三つが大体決め手
になって産業構造を考えるということになってお
ります。

しかし、この場合最も重要なことは、実は、そ
ういうような転換をしていきます場合のルールで
あります。どういうような決めでもって——これ
は必ずしも法令でなくても、社会習慣で決まっ
てもよろしいわけでありまして、そういうルール
が変わってこないければこれはなかなかうまく
いかないで、早い話が、住民運動一つとつ
てみましても、こういうものとの対応をうまく
やっていくというルールのものでないか、これは
もはや転換は不可能であります。したがって、こ
ういった転換をいたします社会的あるいは経済
的、さらには政治的なルールのあり方をどうする

かということが恐らくこれから産業構造転換を考
えていきます場合に通産省レベルにおいても非常
に重要なものになるかと思うわけでございます。
それから、社会コストの問題でございまして、
これはおっしゃる通りに、一般的な形できちんと
はつきりさせることが私は必要だということに思
うわけでありまして、ところが、そういうことと、
さしあたっていま具体的に何をやるかということ
とは、これまたちよつと区別しないといけないわ
けでありまして、今回の問題との関係で申します
と構造不況法案が一つあります。それから労働に
ついては、御承知のように雇用安定法、これから
構造不況に対しては離職者対策法がございまして、
したがって、こういうものを個々に詰めていくと
いう努力はやはり一方でやりませんと、全体のう
まいものが出るまではだめだということになりま
す、対応はつかない。しかし、ここで重要なこ
とは、そういう個々の対応関係——資本に対する
対応関係、労働に対する対応関係、出てくるわけ
であります。その間の橋渡しがないということと
ろに実は問題があると私は思うわけでありまし
て、この点はぜひひとつ行政レベルにおきまして、
労働省、通産省、その他関係各省が十分に関連を
とっていただく。そして、その上に、御指摘にな
りましたいろいろな形でしっかりと中期経済計
画というものがございまして、それが全個々
を縛らない、しかしながら、先ほど申しました一
般的なルールを確立していくという形で、分権的
な姿をとるながら、かつ中央で統制するところは
きちんと統制する、そういうような姿が私は望ま
しいのではないかと思います。実は、各党の中
期経済計画を見させていただきまして、大体その線
だというふうにご了解しております。

○安武洋子君 きょうは、どうもお体のお悪い中
をおいでくださりまして、貴重な御意見を聞か
せてくださりましてありがとうございます。
まず、お伺いいたしたうございすけれども、
産構審のアルミ部会の中間答申、これを拝見させ
ていただきました。この中には、約四十万トンも

の現在の設備について効率的な凍結処理をとると
いうふうになっております。これらの処理につ
きましては、操業短縮とか不況カルテルなど、業界
の自主性によって行われるべきものだというふう
に考えるわけなんですけれども、内田参考人とし
ましては、部会長さんでございまして、本法案
の安定計画のような、法で定める強制力を必要と
するということに中間答申を出しになった当時
お考えでございましたでしょうか。これが一点で
ございまして。

それから第二点は、アルミ業界とかユーザーで
は、円相場の高騰も手伝いまして、国産のアルミ
製品や、それから地金に比べまして海外の物の方
が安い、こういうことで輸入が拡大されてお
りまして、これに對しまして関税割り当てなどの措置
もとられておりますけれども、さらに現在輸入の
一元化とか輸入地金と国産の地金をミックスして
販売する、こういうことを目的といたしますアル
ミ業法の制定、昨日の新聞にも大きく報道されて
おりますけれども、こういう動きも出ております。
今後のアルミ業界の見通しとして、このような事
業法というものがなければ業界はうまく立ち行か
ないというふうにお考えでございましてしょうか。

さらに、第三点でございすけれども、いまの
アルミ業界の状況は、オイルショックの後の電気
代の高騰、こういうものとの切り離しがたいと思
うんです。アルミが国際競争力を失ってきている上
で電気料金の上昇が特に影響が大きいというふう
に思います。日本のアルミ精錬用の電力源の七
割が石油と火力発電ということで、電力はわずか
に一割ほどという状態なんですね。オイルショッ
クをもろにかぶつていっているというふうには言わなけれ
ばならないと思つてます。通産省の調べでは、他
の資本主義国では水力が五三・二％とか石炭火力
が一・六％、こういう状態が出ております。中
期的な見方として、日本のエネルギー政策をどう
転換していくべきかというふうにお考えでござい
ましてしょうか、この点お伺いいたしたうございす。
それから第四点でございす。設備投資につき

ましては、アルミ業界では、昭和四十四年、それから四十五年の兩年に、当時の生産金額の五〇%以上に当たる大きな設備投資が行われて、四十七年、四十八年には半減いたしましたけれども、四十九年、五十年には昭和四十四、五年当時の金額の水準の投資が行われております。これらの投資が効果をあらわす時期にオイルショック、こういうことでいまの不況という事態を迎えております。設備が遊休化して金融費用も増加していまの経営の悪化という状態に立ち至っていると思ふんです。そこで先生にお伺いいたしたうございませうけれども、先生も指摘なさいましたように、いまの不況というのは景気循環的なものではなくて長期的な構造的なものが加わった不況だということございませうけれども、こういうことを考えあわせたとときに、景気がよければどんな設備投資を促進するというふうな企業体質とか、あるいは政府の政策、誘導、こういうあり方について今後どうあるべきだというふうにお考えでございませうか、このあたりをお聞かせいただきとうございませう。

○参考人(内田忠夫君) まず第一点でございませうが、これは御説明いたしましたように、現在の構造不況、特にアルミ産業が直面しております問題は、最後に御指摘になりましたように、循環性、一時性のものもございませうけれども、主として構造的な長期の問題でございまして、それに対する対策は市場経済あるいは有効需要政策では対処できないということが基本的に私は問題だと思ふわけでございまして、そういう前提でお話を申しました。つまり、現在の状況は普通一般に景気の自律回復力、自分で回復してくる力がないというふうに言われておりますが、その一面、かつそれが非常に不足はだしく出ている一面だというのがアルミ産業の場合でございませう。

それから第二番目の円高の問題でございまして、これは安い物が入ってくるからそれでやったらどうかということでございますが、この点はすでにいろいろ参考人の方もおっしゃいましたように、

に、また私はこれも一般的な国民のコンセンサスがあると思ふわけですが、確かに国際的な状況に見合せてわが国の経済構造を変化させていくということとは、これはもう大体だれもが認めているわけでありませう。しかし、その変化させるスピードあるいは度合いでありまして、これをよく漸進的にやるというのがまだどの場合にも行われている合意ではないかと私は思ひます。ここに五年間という期間が出てくるわけでありませう。

それから三番目の問題でございませうが、オイルショックによりまして電力料金が高くなったと、したがって、先ほども電力料金に対する何らか特別の考慮というお話がございましたが、私は基本的に反対でございませう。と申しますのは、本来的にやはり現在は省エネルギーを進めていかなければいけない。省エネルギーを進める最も重要な刺激はエネルギーの価格が高いということでありませう。安いエネルギー価格を使つて、しかも省エネルギーをせよということとは、むしろこれは非常に困難というか、実は架空のものでございまして、やはりエネルギー価格は高いものでございまして、やはりいろいろな計算をされる。しかし、その場合に余りにも状況が激烈に変わる場合には、やはりその他の政策措置によって調整していくということが必要でございまして、したがって、この点アルミに関しては関税割り当て制度あるいは金利のたな上げ問題、あるいは今回の設備調整問題という形で出ているわけでありまして、私は、そういう方向で事態を收拾していくべきだというふうに考えるわけでありませう。

それから、設備投資に関しましては、全く御指摘のようには、実は資本主義体制というのは何らか中央の計画原理を持たないわけでありまして、そういう意味ではその自主的な判断によって動く。ところが、ここで非常に重要なことは、先ほど御指摘になりましたオイルショック前後にかけて起こりまして急激な設備投資の拡大でありませうが、この背景をなしておりますのは当時の実是有効需要政策の間違ひであつたというふうには私は考えるわ

けであります。本来ならば、もうそのころ引き締め政策に転じなければならぬ四十六年、七年あたりの状況におきまして、ますます景気をおおるような有効需要政策がとられた、その上に乗つて、もちろん、この業界の問題もさることながら、国政レベルにおける政策のあり方ということもこの際オイルショック以前の設備投資のあり方についてはお考えいただくことが必要ではなからうかというふうに思ひます。

○安武洋子君 どうもありがとうございます。○柿沢弘治君 時間が迫つておりますので、基本的な点だけ内田先生にお聞きしたいと思ひます。構造不況問題についての総合的な分析といひますか、判断は私も大変勉強になりました。大域的な変化であつて小域的な対策ではだめだ、循環的な対策ではだめだ、構造的な対策でなければいけない、そこまで非常によくわかるわけでございます。私も内田先生に経済学を習つたものでございますけれども、ただ、その場合の構造変化のコストを社会的に負担しなければいけないところへすぐにつなげておつたところ。しかし、やはり自由主義経済体制、先ほどおつたアウトサイダー規制に対する否定的な御意見、産業組織論というものを考えてみれば、たとえ大域的な構造変化であつても、そのコストは原則として企業が負担をするというのが原則ではないだろうかというふうに思ひます。これはその構造不況産業に属していようと構造不況産業に属していなからうと、やはり自由経済体制のもとでは企業の負担、関連の方々の負担が第一義的である。つまり永大産業は全部永大産業にやらせておいて、構造不況産業だけは社会的に負担をしろ、政府が責任を持つてというの、その面でも平等性を欠くのではないだろうか。ただ、その構造不況産業という大きな大きな、まさに大域的な変化をそのまま企業の負担でやらせるには余りにもフリクションが大き過ぎる。その意味では、企業から見た外部不経済といひますか、転換の外部不経済と

いうものが大き過ぎる。つまり大量の失業が起こる、地域的な衰微が起こる、そうしたものを、外部不経済を国が政策的に応援をしたときに少なくともその外部不経済を少なくするコストとして国が何らかの負担をするのならば、これは国家的もしくは国民的な合意を得ることが可能であるというふうな形で国の介入なり助成というものを限界づけておかないと、私は、むしろ自由経済体制にとつて危険な状態になるのではないだろうかという気がいたします。多分、内田先生もそういうおつもりだと思ひますけれども、直接的に構造変化だから、大域的变化だから社会的コストでやるべき、まあ社会的費用分担をしつかり考えるべきだという形で、何か私も誤解をしているかもしれないけれども、だから国の責任である、行政が費用を負担しなければいけないというふうな理解をするような御発言がございましたので、その点はやはり一義的には企業ないし関連の方々の負担ではないだろうか。

いま、実は循環的な問題として、今度の構造不況の問題は四十六、七年の需要政策の間違ひから発生しているというお話がありましたけれども、もしも総需要政策の間違ひであれば総需要政策で対策をとらざるを得ない。政策が間違つてゐるから、総需要政策が失敗したから構造対策で税金を使つてもいいということには必ずしもならないんじゃないだろうかというふうに思ひます。むしろ、それは原則は、やはり企業それぞれの分野における生産力の調整というものは、企業の流出入、まあ倒産とかいうものを含めた企業の流出入で調整されるべきものであつて、それを何らかの形で国が責任を持つてというの、これが非常に極端な状況で、何らかの対策をとらないと社会的に不効用といひますか、そういうものが過大に発生する場合に限られるというふうな理解をしているわけでございます。その点はその他の政党の皆さんと若干違ふかもしれませんが、その点について、むしろ内田参考人の御意見は私どもに近いと理解していただければ、先ほどの御意見が若干奇異

に感じられたわけでございます。その点だけをお伺いをしたいと思います。

○参考人(内田忠夫君) これは論争の場所ではございませんので、私の意見を申し上げます。

まず第一に、現在の市場経済あるいは自由主義経済、これは普通の場合にはうまく働くわけでありまして、働く機能を麻痺するという状況がどういふ状況であるかということもはっきりしております。そしてその中には、いま御指摘になりました外部性のほかに不確実性の拡大というような問題であるとか、あるいは一般的な分配の不平等に基づく社会的な不安定性の問題、この点については市場経済は何らかの機能しないという事は明らかでございます。そういうことがまさに問われる状況におきましては、市場経済だけに任せることはできないということがむしろ自由主義経済を守るためには前提ではないかというふうに思うわけがあります。

それから第二番目に、企業の負担でやるといふ場合、企業とは一体何であるかということですが、この場合、経営者であるということだつたら非常にわかりやすい。すなわち、経営者はすべての責任を負うわけでありまして、したがって、どういふ場合にもいわゆる全天候型の責任を負うということでありまして、しかしながら、これは労働者は別であります。すなわち、そういう企業にたまたまいるかいないかということが決定的な分配の相違ということになることは、これは一般に許されないことでありまして、この点実は先ほどから問題になっております資本設備の調整の問題と労働力の調整の問題とは違つて、この点がこれは経済理論的にも出てくる問題であります。したがって、こういうことから考えますと、企業とおっしゃったときにこれが経営者という意味であれば、私は全面的に賛成であります。これが企業に関連するすべての人を含むものであつたら、これは賛成しかねます。

が単に自由経済を国内で守るだけではなくて国際的にも守る重要なポイントになります。ところが、自由貿易ができるためには実は国内で産業構造の転換が起こるということが大前提でありまして、この転換を起すためには実はコストが非常にかかるわけでありまして、したがって、自由貿易体制を守るということは実は一種の公共財であります。公共財であるからにはそのコストをどう負担するかという事は明らかでありまして、これは公的に負担する以外にない、この点は私は十分にお考えいただくべき点ではなからうかというふうに思うわけがあります。

最後に、総需要対策であります。これは現在の総需要対策のとり方が本当に景気安定的な形で行われているかどうか。実は昭和四十六、七年におきます総需要政策がほとんどあのときにおきましては、衆目の認めるところ、引き締めの方向であるということが一般的な経済判断からではできたとはいへませんが、それが逆の方向に行つたのはなぜかと、ここに私は問題があると思うわけでありまして、決して一時的な問題ではないかということを目指しておきたいわけがあります。

○理事(橋岡日出廣君) 以上で内田参考人に対する質疑を終わります。

内田参考人に一言ごあいさつを申し上げます。本日は、御多忙のところ本委員会に御出席いただきましてありがとうございます。また、貴重な御意見を拝聴させていただきました。ありがとうございます。委員を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。(拍手)

それでは、引き続き参考人に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○対馬孝且君 紙労連のまず青山さんにお伺いします。

一つは、書面協定という、新しい労働組合との協議の關係で、衆議院修正では協議ということですが、これでは不十分なので、書面協定ということとを先ほど参考人の立場でお述べになりました。

が、これは私もさつぱらに申し上げますけれども、石炭産業が、やっぱり結果的に設備廃棄と同じであります。閉山をする場合に、当該労働組合の同意書がなければ合理化事業団はこれを買い上げをしないというところで、立法では石炭合理化臨時措置法という法律があるのでありますが、この法律の中には、当該組合の同意文書がない限りは買い上げをしない、こういうきつとしたうたい方をしていられるのであります。私は例を申し上げるのであります。こういった石炭合理化臨時措置法に基づく労働の同意書、こういう意味に理解していいかどうか、書面協定とは。この点についてお伺いしたい。これが第一。

第二点目は、これは衆議院の會議録をちょっと読みましていただきましたら、おたくの業界の代表の発言、榎原さんですか、この方のお話を聞きますと、業界としては過剰設備は大体一〇%を目標に努力している、しかし、この一〇%といえども業界の内部では相当問題がある、内部的にはやっぱり四、五%前後だと、こう言っているんです。先ほどのあなたの陳述によりますと、通産省がどうもこれに對して二五%ですか、廃棄という方向で指導されている、これはどうも私は納得いかない。これは社会党も九時間半ここで議論して、同僚議員も質問しているんですが、通産大臣が一貫して言っていることは、あくまでも業界の自主努力でこれはやるべきことである、こういう考え方を出しているんだが、いまあなたの陳述を聞きまして、事実であるとするならば、明らかに業界は一〇%でも大変だと、連合会としては、まして業界が五%前後だと言っているのに、通産省は頭から二五%でないかだめだと、こういう言い方はむしろ法案の趣旨から言つても、自主努力という通産大臣の言っている言葉の乾かないうちにこんなことやっているというのには、どうもこれは納得できない。この点ひとつ考え方があつたらはつきりしてもらいたい。これが二つ目でありまして、三つ目は、時間短縮の問題あるいは週休二日制、全く同感です。これでいきますと、私のあれです。

か、通産当局のあれでいって、二月二十八日、年間三百三十六日操業を前提として二五%というのを出しているようでありまして、これでもし週休二日制を実施したとすれば、かなりの操業短縮度というのは回復できるのじゃないか。もつと云うならば、人的な合理化に犠牲を強くないで回復になるという点につながるかどうか。基本的にはそうだと思うのであります。この点をひとつはつきりしておいていただきたい、こう思うのであります。その三点をひとつお伺いします。

それから次に、繊維業界の關係でちよつとお伺いしたいのであります。先ほど繊維産業の歴史的な離職者状況というのを資料でも見せていただきました。大変な事態だと思つておりました。したがって、不況突入以来現在まで約二十万というふうな推定があるというふうに一応一方では聞いておりますけれども、そういう中にあるまして、こういった傾向が強まるという段階で、組合側としてどういふ対策が考えられているかという点、先ほどちよつと聞きましていただけたけれども、特別離職者臨時措置法などのいろいろなことが出ましたけれども、それだけではこの事態の対策として、救済できないのじゃないかと、こういう感じがいたします。これをひとつお聞かせ願ひたい。

それから、合機メーカーの大手七社の關係で、最近日経新聞等で見る限りでは、つまり業界の再編成、グループ化ということがまたマスコミで伝えられておりますが、こういった問題について組合側としてどういふふうに考えておられるのか。この二つだけお伺いしておきたい、こう思うのであります。

それから、下山参考人にちよつとお伺いします。先ほどお聞かせ願つた段階で、やっぱりアウトサイダーをひとつ増項すべきだという立場で聞きました。アウトサイダー、この法案の中で欠落しているのは、はつきり入れたらどうだということなんですが、これはわが党の同僚議員も質問い

たしまして、橋口公取委員長から明快に、独占禁止法二十三条との兼ね合い等も含めて、これはどうしてもやっぱり入れることはできないと。むしろ中小企業団体の設備廃棄、これと生産との兼ね合いなども含めて、独禁法と中小企業団体の兼ね合いの考え方はどうだという詰め議論をきのうやりました。遺憾ながら、それともやっぱりこれは独占禁止法上の問題であるということが明らかにされておりますので、この点率直にお伺いするのでありますが、独禁法の問題ではないというお考えで、とにかくアウトサイダーを増項すべきなんだということなのか、その点の兼ね合いをきょうとお聞かせ願いたいということが一つ。

それからもう一つは、この前、参考人であなただの方の会長さんがちよつと言われておる点があるのでありますが、どうもこの宮崎さんの御意見によりますと、この法案は率直に言ってしまうと羊頭肉だと。狗肉を売ってやるような法案ではないかとすばり御指摘願っておるのでありますが、それは何と云っても、四高の問題あるいは発展途上国の追上げ等の問題、それからナフサの問題等からいっても、全くこの法案の示すところはそういうところではないかということをはっきり申しているのではありませんが、これは間違いであれば、会議録に残しておるのでありますけれども、そういう点からいくと、この法案に消極的賛成と、実際大した役には立たないけれども、一応現状の段階ではこの部分について賛成をする、こういうことなのかどうか、この点ひとつ会長のさんのお考えを含めて、いま一度お聞かせを願いたい、こう思っておる次第であります。

以上であります。

○参考人(青山陽一君) まず最初に、書面協定の問題でありますけれども、今度の特安法の衆議院段階からの討論をめぐって、私どもとしては、本来、主務大臣が業種指定をする際にも、それから安定基本計画を策定する段階においても、さらにまた、具体的に業界が自主的につくった計画に

基づく設備の処理が行われるという場合であつても、それぞれの段階で、産業別の労働組合なり、それから個別の労働組合が同意をするということも前提にしたいと、こういうふうに申し上げてきたのですが、それぞれの段階で、衆議院では協議すると、こういうことに結果的になりました。

そこで、いま具体的に当該の労働組合の書面での協定をしたいという意思は、労働組合と企業との関係というのは、健全な労使関係というのをつくりたいと、こういうふうなことは常々願っておるわけですが、今日の使用主と労働組合の関係というのは、必ずしも力の関係というのは、お互い対等ではない側面を持っております。かなり企業側の力が強いという実態があります。ですから、たとえ今度の具体的な設備廃棄にかかわる問題等について、単に協議をするというだけの形ではきわめて不満足だし、少なくとも書面での協定をするというふうなことがないと確実に雇用問題がうまくいかないのではないかと、こういうふうな観点から出したわけです。したがって、書面協定そのものについては、特に炭労の、かつて石炭産業の場合に行つた同意文書というところまで考えずに実は出したわけでありました。

それから次に、通産省が頭越しに二五%の設備廃棄をする、これに対して二五%の設備廃棄は業界では対応できない、こういう今日の事態になっているわけですが、私どもの方からいたしますと、少なくとも、過剰設備率と言いますか、いわば適正稼働率を計算したリなんかつるときに非常に問題だと思ふのは、たとえば二五%の設備廃棄をしようということとを前提にして数字をいじくれば、たとえば三年後の過剰率というのが幾らになるかというふうなことは、最初の設定の仕方によつても数字がかなり動いてくる。いま通産省が言つてゐるのは、昭和五十六年の需給見通しの関係から、いわゆる稼働率が七二・六%になる、そういう推定が立つと、おおよそそれにのつとて二五%の設備廃棄というものを盛んに言われているというふうな思ふわけですが、

けれども、最初のこの数字の取り方でこれはかなり変わつてくるということが言えると思ひます。先ほども申し上げましたが、また去年の紙パル界の榎原さんの発言の問題が出ましたが、あのときには、いわゆるGNP弾性値が〇・九というふうな抑えられた。そういう中で一〇%の廃棄というものが主張されたわけですが、通産省が十二月から一月にかけて出しているのは、GNP弾性値〇・七と踏んでいる。そこで二五%という形が出てきておられますけれども、そのときに、ある通産の課長の方が私見ということであつたものの交渉のときに言われたのでありますが、適正稼働率九五%というふうなことが発言されているのです。これはやはり前の榎原さんのときには適正稼働率八五%、こういうふうに出されているわけですが、非常にこの辺の食い違いがあるということは事実です。

そこで、三点目の労働時間の短縮という問題にも触れるわけですが、労働時間の短縮の問題では、まず紙パル産業の実態というものをひとつ御理解をいただいた方がよいと思はれるので申し上げたいと思ふのでありますが、一つは、今度の構造不況法案の中で言われる、いわゆる構造不況業種ということが果たして段ボール原紙に当てはまるのかどうかという点があるわけです。確かに過剰設備を抱えて、そして長期の経営困難というふうなことからいいますと、これはまあまあ構造不況業種というふうな言えるのだからというふうな、そういう理解をしておるのですけれども、ただ設備の処理に当たつて、みそもくそも一緒にして、その業界の実態に合わない形で設備の処理を行うということについては、かなり実は問題があるというふうに見てゐるわけです。たとえば輸出入の関係で大変制約を受ける繊維の関係などがあると思いますが、紙パルプの特に段ボール原紙業界の場合には、そういう関係というのはいわゆる関係が、そういう事情はかなり違つてゐるわけです。しかも、GNPの伸びに從つて段ボール原紙業界というのは一定の伸

びを今後とも期待できる、こういう産業であるというふうな思つてゐるわけです。そうしたことの中心で、とにかく頭越しに二五%の設備廃棄をやるという、しかも設備廃棄一本やりの形については、私どもとしては反対せざるを得ない。こういう立場を実は明確にしておるわけですが、特に出場を要する場合には、一般のいわゆる週休二日制の問題をとらえる問題と違ひまして、紙パル産業の場合には、職場の労働条件が、特に高温多湿の職場というのがこの実態であります。そういう中で、長い間、私たちとしてはできる限り夏休みとか、年末年始の休日というふうなものを確保したいということを願つてまいりました。紙パル産業は、実際に昭和二十年代から三十年代の前半にかけては、一週間運転をして必ず一週間ごとに休日をつけておつたのです。それから昭和三十年代の初めごろになつて、二週間運転して必ず休転日を設けておつたわけですが、それが一九六〇年を前後して、あの時期からかなりフル生産、三〇操業というふうな言われるような操業体制になつてきたわけですが、それを見た場合に、今日のこの状況というのは、一年三百六十五日、高成長時代にはそういう運転をして、年末年始、世間一般の人がお正月うちでのもんばかりしているようなときでさえも操業をさせられるというふうな実態があつたわけですが、今日そういうふうな高成長時代のような操業というものを前提にしたいいわゆる稼働率計算というのは、はなはだ当を得ないと思ふと同時に、少なくともこの段階で労働者の働きさまの方からいまい一回操業を考へてみてはどうか。こういう提言をきょうと今日まで通産省なり業界に対してやつてまいりました。

特に申し上げておきたいのは、紙パルプの中にも機械抄き紙の工業会というのがあります。皆さん方が使用されておりますティッシュペーパーとか、あるいはトイレットペーパーあるいは紙という、こういう業界があるわけでありまして、この業界というのは二、三十人前後から百名足らずのきわめて零細な企業がたゞさんあるわけ

ですけれども、その業界では労働者の福祉という立場からも、週休二日制というのを業界自体が決定しておるわけですね。どういふ方法でいくかというところ、就業規則等そういう関係を変えまして、労働組合があるところについては労働協約の中で労働者の福祉という立場からも週休二日制という問題を実現をしよう、そういうことによつて稼働率というものを抑えていくというふうな判断があるわけですね。私たちは、できることなら、そういう今日の日本のこの紙パル労働者の労働条件が特に国際的に公正な労働基準に当てはまるような、こういうふうな形をとりつつ、この当面の段階で原紙業界の対策というものが講じられるというところを望んでおる次第です。

○参考人(青田基之助君) お答えいたします。

先ほど私が申しましたように、四年間で二〇%を超える離職であつたわけでありまして、離職と言いますか、規模の縮小であつたわけでありまして、この経過を見ても、繊維産業における雇用調整はかなり進んでしまつたというふうに見えていいのではないかと、この四年間で雇用調整というものはかなり進んだというふうに見えております。

それから、五十二年度、五十三年度にわたつて中小企業関係の設備廃棄が二割ほどこれから進められるわけでありまして、しかしこの二割の設備に人間が全部ついておるのかというと、私はそうではないと思つてゐます。現在の操業状況からいいますと、紡績関係では七〇%台でありまして、その他の業種におきましても七、八〇%の操業状態でありまして、そういういたしますと、この二割の廃棄が直ちに同じような割合で雇用調整にはね返ってくるかという、私は、それほどのはね返りはないというふうな思つております。ただ、問題は合機の場合であります。合機の場合は、労働者の構成を見ましても男子中心であ

りますし、それからこの四年間でかなりの雇用調整が進んでおるといふことも、ある一つのプラントというものを処理しようとする、これはやっぱり大がかりな雇用調整というものが出てくるというところを想定せざるを得ません。

そこで、私どもは、合機等の特に男子を中心とする職場の雇用調整については、急激な雇用調整ではなく、なだらかな雇用調整を行ないたい、そのために昨年の十月から雇用安定資金というものが発足をしたんじゃないか。そしてその雇用安定資金というものを十分活用しながら事前にも事後にも職業訓練等を行つて、従来の職場から新たな職場への転換が円滑にできるような方策というものを経営側も十分考えていかなければならないと思つてゐます。それには、現在の職業訓練制度が十分対応できているかといふこと、私は、現在の職業訓練制度といふものはかなり硬直した時代おくれのものではないかといふふうに考へておるようです。労働省は職業訓練法の改正を出しておるものでありますので、やはり時代に合った職業訓練制度といふものを築いていかなければならないと思つてゐます。

それから、いま先生がおつしやいましたように、現在の法律では不十分ではないかと、こういうふうなお話がありました。私も昨年の暮れに特定不況産業離職者臨時措置法の制定に努力をいたしました、まだまだこの法律でも不十分だと思つておる。

一つは、やはり給付期間といふものをと延長をしていかなきゃいかぬのじゃないか。現在のような労働力の需給関係で、しかも、有効求人倍率が〇・五のところは低迷をしておる。しかも年齢別、地域別にブレイクダウンして見ますと、もつと不利な状態が出てくるわけでありまして、給付の条件といふものをもつと延長いたしました、生活の保障を受けながら新たな職業転換ができるような措置を講じていかなければならない。

それからもう一つは、この特定不況産業離職者

臨時措置法の中に、特定不況産業の離職者を再雇用した場合の再雇用奨励金というものが設けられましたけれども、しかし、その前に、この雇用保険法の中で高齢者再雇用奨励金とか高齢者雇用延長奨励金制度といふものがあるわけでありまして、これも、これらがほとんど活用されていない。これは、これはやはり援助の期間が短いと同時に、援助の助成の金額が非常に低い。こういうことから、せっかくある制度といふものが活用されておらぬのではないかと。したがつて、これらもやはり改善をしていかなければならないというふうに考へておる。

さらに、産業転換をしていく場合にどの方向に労働者を誘導していくのかといふようなことがやはり国の政策の面でも、あるいはまた地方自治体の政策の面でも出されないと、これは円滑な転換はむずかしいのじゃないか。なかなか現在の情勢の中においてそういう方向を打ち出すということ、口で言うのはやさしいかもしれないが、むずかしい点があると思つてゐますが、そういう方向を私はやはり出してもらわないと円滑な転換はむずかしいといふふうに考へておる。

それから、合機のグループ化の問題についてどう考へておるかといふことでありますが、合機のグループ化につきましても、ことしの年初から、いろいろ華々しく打ち上げられておるわけですが、まだまだ不透明な部分が多過ぎるのではないかと、一体どういふふうな方向に行くのか、実際問題わからない点が多いわけでありまして、ただ一つ、この行き方といつたしまして、たとえば東洋紡と三菱レイヨンの提携に見られますように、販売の提携をしていくと、すなわち、売り口が多過ぎるから過当競争があつて安値競争になつてしまふ、したがつて、売るじや口をしぼつていく、あるいは数を少なくしていく、そのことによつて安値競争を防止できればいい、そういう発想から販売の窓口を減らしていくんだ、こういう方向で提携であれば私どもは問題はないし、そういう方向であれば私どもは賛成をしていきたいといふ

うに考へております。ただ、私どもは、このグループ化とか、あるいは合併等の問題についてはどう対処するかといふことは、やっぱりケース・バイ・ケースだと思つてゐます。十数年前、東洋紡と呉羽紡が合併したときに私どもは賛成をいたしました。しかし、鐘紡と東邦レーヨンが合併しようとしたときには、これは明らかに一方に対して雇用調整を強いるということがあからさまに出つておりましたので、私どもはこの合併を破棄に持つていく闘争を展開いたしまして破棄させた例もありましたので、この合併問題といふものはケース・バイ・ケースでやはり取り組んでいきたいといふふうに考へておる。

○参考人(下山雄雄君) 先ほどのまずアウトサイダー規制の問題からお答え申し上げます。

合機業界といふのは非常に競争の激しい業界でございまして、またぎりぎりなところに現在段階が来ておりますだけに、社数にすれば十社ぐらゐのきわめて少ない社数でございまして、非常に意見がまとまりにくいというのが難点でございまして。したがつて、今後設備廃棄の話をまともにいくに当たりまして、たとえば残存者負担の問題あるいは新増設制限の問題について、アウトサイダー規制があつた方がよいといふことで申し上げていくわけでございますけれども、独禁法との関係の御指摘がございましたが、先ほど申し上げましたように、昭和四十二年に制定された特定繊維工業構造改善臨時措置法には、特定精紡機の処理命令という非常にきつい形のアウトサイダー規制がすでに法律として成立をいたしております。このときも公正取引委員会は当然御了承になつたと思つてございまして、これがなぜ、つまり今度はこういうふうな設備の新増設制限といふきわめて緩いものについて反対を受けなければならなかつたのか、ちよつと私どもとしては理解に苦しんでおる、こういうことを申し上げたわけでございます。

それから第二点といたしまして、先ほどの衆議院におきます宮崎会長の発言についてございま

す。これは若干誤解を招いたかと私は思うのでございませうけれども、宮崎会長の気持ちをそんたくいたしますと、まず第一、先ほども申しましたように、たとえばアウトサイダー規制のような、これはもうすでにかつて法律にもつと強い形で存在したものがあつたわけでございますが、それすら今度はなくなつてしまつておる、非常に弱くなつてしまつておる、最初の通産省の原案から非常に弱くなつておる、これに対する不満、それから安定という、この特定不況産業の安定臨時措置法と名前を言つておりますけれども、先ほど来申し上げましたように、たとえば輸出の問題、輸入の問題あるいはナワサの問題、そのほかいろいろなそういう諸般の要因、ファクターを解決しなければ實際は安定しないわけでございまして、その意味においてちよつと言葉がかち過ぎているんじゃないか、こういう趣旨でございまして、そういう点から申したんだと私は推定いたしますが、いづれにいたしましても、この法律のポイントは、過剰設備の廃棄の話し合いをいたします場合に、これが独禁法上一体認められるのか認められないのか。ほうつておけばこれはどうも独禁法にひつかかるおそれがある、したがつて、それについて何らかの法的な制度をつくつておこう、こういう趣旨、これが一番私は基本だろうと思つてございします。それとあと保証基金制度を設けるということでございます、この二点につきましては、やはり先ほど申しましたように、これで決して十分だとは私も考えておりませんけれども、なければこれ、そもそも過剰設備の廃棄の話し合いすらできないということではどうしようもないわけでございますので、その意味におきまして絶対になければならぬものだ、こういうふうに考えております。

○小柳勇君 声田参考人に一問お伺いしますが、さつきお話しのように、この五年間で十一万人の人が減つています。これはいわゆる老齢の人だけじゃないと思ふんです。こういう十一万人の人が職業訓練を受けたらなして再就職してお

られると思ふんですけれども、いま職業訓練法についてはいろいろ御不満がありましたか、一体十一万人の人がどういう生活をして、どういふところにいま生活の場を求めておるであらうか。もしそういう追跡されたような資料でもあればお話し願ひたいし、あるいは勧でも結構ですけれども、お話を願ひたいと思ひます。

それから、青山参考人には、この貴重な意見をノットいたしておりますから、次に政府にいろいろまたあなたにかわつて問題点を質問しながら、もつと実のあるものに修正できれば修正していく、できなければ附帯決議などして、意のあるところをこの審議の中に生かしていきたいと思ふんですが、いま声田さんに質問いたしました点で、青山さんのところにもたくさん下部組織がありましようから、この五年間ぐらいで、たとえば希望退職した人もありましようし、あるいは合理化でやめた人もありましようが、そういう人はいまだういふふうな生活をしておるであらうか、そういう例をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○参考人(声田基之助君) 私どもの組織は、構成を見てみますと、五〇％を若干超える人たちが女子の労働者であります。それで、若い女子の労働者の人たちは、一つは、やはり東北でありますとか、九州でありますとか、そういうところから近畿、中部、そういうところの繊維の工場に働いて来ておるわけですが、やはり一定年齢になると国元に帰る、こういう人たちもおるわけでありまして、それから工場閉鎖等によつて離職をせざるを得なかつた若い人たちは比較的他の就職が簡単である、すなわち、同じ繊維産業の中に転職をしておる人もございまして、さらに第三次産業の方にいらっしゃる人々もあるわけでありまして、それから、女子の中でも、いつときやはり人手不足の関係から家庭婦人かなり職場に進出をしております。これらの方々がまた家庭に戻つておるといふような場合もあるかと思ひます。もちろん、私もこれは全体的に調査したわけではありませんが、関係組合からいろいろ聞き取り

したような内容の話でありますけれども、そういう状態でありまして。

ただ、やはり一部分、男子の労働者につきましては、それぞれの職業安定所の中でかなり滞留をしておるといふことを聞いておりまして、男子の中高年齢層の再就職のむずかしさを私も深刻に受けとめておる状況であります。

○参考人(青山陽一君) 私たちの組織は、現在約三万五千人の産業別の組合ですけれども、この三年間で一千八百名が私たちの産業から去つていきました。余り細かい追跡はしておりませんが、男子も、やはり非常に紙パルプ労働者というのは、一般に言われるつぶしの効かない労働者です。パルプをつくつたり紙をつくつたりする労働者というのは、本当にもうつぶしの効かない、いわば労働集約型の産業といふのはみんなそういうふうな傾向があると思ひますけれども、大変そういう意味では転職困難という状態にあるわけですが、やはり何と自分いままで身につけたボイラーであるとか電気であるとか、こういうふうな関係の人たちはそれなりに転職先といふのはある程度のものであつたんですが、紙すき屋、いわゆるパルプをつくつておる労働者の場合には非常に困難な生活の実態にある。しかも、みんな労働組合がないような、いわゆる中小零細企業の方に属して、こういうのが実態であります。

今度この法案がいま審議されているという過程の中でも、非常に私たちとしては問題だと思ふのは、この法案が審議される以前から通産省の指導と業界の構造改善委員会なるものがある一定の方向づけをしながら進められている。その中で先取り的な、便乗的な共同行為が行われている。ここが非常に実は私たちにとつては問題でありますし、そのことは独禁法に抵触する疑いさえも感じられます。私たちは、人減らし——現在出されている先取り的な合理化提案に對しましては、少なくともこの法案が発効するまでたな上げにするよ

うにということと企業側の抗議をしておりますけれども、通産省の行政指導が労働者の不安をかき

立てることに対しては、何としても私たちはこの問題について遺憾に思つております。そういうふうな点なんかを十分やはり、国の機関が労働者の雇用不安をかき立てるといふのはきわめて問題でありますので、こういう点についてはぜひとも考えを改めていただきたいというふうにして思つております。

なお、具体的に衆議院の段階でも、いわゆる労働組合の同意といふような問題については、ぜひともそういうことが法案の中に入つていふことが望ましいと思ひますし、先ほども申し上げましたように、いわゆる労働組合が発言しようとするときには、もう政省令で設備の処理内容が決まつていふというふうなことであつてはならないと思ひますので、その点も十分今後の商工委員会の審議の中で重要視してやつていただきたい、こういうふうにして思つております。

○小柳勇君 ありがとうございます。

○馬場富君 参考人の方々、大変お忙しい中を参

加いただきまして、感謝しております。私は、最初の二点は三人の方々に共通な問題でお尋ねしたいと思ひますが、この法案が実は立案されたときは、円高が二百四十円のとときでございました。そういう点で現在は二百二十円台の状況になつておりますが、今後の進め方の中で、業界ではこの点をどのように考えてみえるか、質問したいと思ひます。

次に、同じく三人の方々に、過剰設備の稼働率のこつういう中で週休二日制の問題が最近考えられてきておるわけでございますが、これを配慮しないでの稼働率を測定したという点は、この法案の中で妥当かどうか、こういう点についてお三方からお願ひしたいと思ひます。

次の一点は、下山参考人と声田参考人にお願ひしたいと思ひますが、この不況業種の中で設備の廃棄が実行行われる段階の中で、われわれが強く感ずるのは、外国からの輸入攻勢がなされておるといふ点ですね。また、それと日本の資本による海外生産の逆輸入が非常に不況の要素になつてい

るという問題もあるわけですが、設備の廃棄が必ずしも産業の雇用の安定につながるかどうか、こういう点について、この輸入の問題とあわせて大変心配な点があるが、この点はいかに考えてあるかという点でございいます。

次に、あとの三点は三名の方々に共通でございしますが、設備過剰はいわゆる構造的な不況につながった、こういう場合に、その原因が究明されなければ結局真の設備廃棄をしても意味がないんじゃないか、こういう点で、このやはり法案の効果があつたように期待できるかという点をお尋ねしたいと思ひます。

それから、この設備廃棄の問題が単に量の減少ということだけではなくて、たとえば業界の再編成とか、あるいは大企業の支配の強化だとか、あるいは中小企業の淘汰という問題が出てくると考えられますが、この点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

それから、次はこの設備廃棄の問題がやはり地域経済に非常に深刻な影響を与えておると、この点についての御意見をいただきたいと思ひます。

それから最後に、労組の青山さんと芦田さんにお尋ねいたしますが、この法案が雇用対策に果たして一歩前進になるかどうか、こういう点ですね。それから、この法案においての労働組合の参加問題が実際の点にあるか、この点について、まず最初に御質問いたします。

○参考人(下山佳雄君) まず第一点のこの法案は二百四十円の段階で考えられたという点でございしますが、確かに情勢がまた一段と厳しくなつたと。したがって、どうしてもやはり設備廃棄というものをやり抜かなきゃいかぬ、こういう必要性がいよいよ強まった、こういうことだと思ひます。

それから第二点でございしますが、稼働率の算定と週休二日制の問題でございしますが、合機企業というの、一度運転を始めますと二十四時間運転になりますものでございしますから、ちよつと問題が別ではなからうか、合機につきましてはちよつと別だろうと。あとこれは労働者の配置の問題に

なろうかと思ひます。

それから第三点の輸入の問題でございしますが、これは私も一番やはり懸念している点でございします。現に合機以外の繊維産業、ほかの産業でいろいろもう設備廃棄が進んでおりますが、それと同時に輸入の増勢が始まつておるといふことがございします。したがって、やはりこの輸入の点につきまして政府が何らか態度をはっきりしていただく。特に繊維産業につきましては、多国籍協定というのがあるわけではございします、この活用等につきまして政府が十分な方針を明らかにされて、業界が安心して設備廃棄ができるというようにしていただきたいというのがお願いでございします。

それから、原因究明、確かに先ほど来申し上げましたように、いろいろな現在構造的な不況と言われぬゆゑ、それから設備廃棄をしなければならぬいゆゑ、これはいろいろございします。それはまたそれとして、一つずつやはりつづいていかなければいけない。企業としても、現在のたとえば円高の問題にいたしましても、当然これに対処して、ただ手をこまねいておるわけではございせんので、原料費をできるだけ下げるとか、あるいはまた高い付加価値の製品に移行するとか、国内の製品の値上がりによって何とかカバーするとか、いろいろな手を講じてやつておるわけではございします。これとこの法案の効果というのとはちよつと別問題だろうと。少なくとも現在の法案は、先ほど来申し上げましたように、これは単に設備廃棄の話し合いを独禁法から排除しよう、こういうだけの私には効果ではなからうかと思ふものでございします。問題はまた別の問題として円高の問題、輸入の問題、ナフサの問題等解決していかなければならないと考えております。

それから、再編成についてのお尋ねでございすけれども、先ほど申し上げましたように、合機産業というのは非常に国際競争の激しいものでございします。たとえば、先ほど申し上げましたように、アメリカのデュポンというのは日本の全産業に匹敵するだけの規模を持つておる、こういうような状況でございします。やはり単に設備廃棄すればいいというだけの問題でなくて、やはりこういう国際競争に勝つていくだけの形にしない限り、幾ら設備廃棄してもこれは意味がないというものでございします。その意味におきまして、再編成ということは特に考えられているわけではございします。それからまた、再編成を行うことによつて設備廃棄を促進したい、こういうねらいもあるわけではございします。これは非常にむずかしい問題でございしますけれども、何とかし遂げていきたい、こういうふうに考えております。

それから、地域経済への影響の問題でございしますが、これは御指摘のとおり問題がございまして、現に、たしかあれはレイオン・スフの工場だったと思ひますが、ある工場で、その工場を閉鎖したいという希望がある企業が申し出ましたところ、やはりその地域から、それは困るということと結局それはとりやめになったという、たしか過去の例がございします。まあ、ことはどうもやうに、やはり地域経済には大変な影響のある問題でございします。その辺につきましては十分その地域の方々と御相談しながらやつていく性質の問題だろうと考えております。

○参考人(青山陽一君) まず円高の問題ですけれども、これについて業界はいろいろ話がありましたが、私も、私は労働組合の方でありますので、的確にお答えができるかわかりませんが、円高問題については、紙パ産業では大変複雑に反映をしておると思ひます。一つは、基本的にはかなり円高という問題については、輸入チップがかなり多いわけですので、チップを大量に輸入をしているところについては、その輸入差益というのがあると思ひます。これはプラスの面だと思ひます。しかし、輸入チップを使つていないパルプ工場もたくさんあるわけですし、そういうようなところでは、逆に今度は安いパルプが入つてくるわけですから、これはパルプ工場にとっては大きな実は問題を生じております。特に段ボール原紙の関

係については、まだ比較的輸入が少ないわけですが、それでもやっぱり松下電器が使うものとか、あるいはクラフト紙や、あるいは全農などで使うものなんかについては輸入をしている。今度非常に円高によつてクラフト紙なりパルプをつくつておる工場の場合には大変大きな悪影響が出ております。そこで、やはり私たちが一番心配をしておるのは、もともと紙パ産業というのは資源を四〇数%海外から入れて、そうしておよそ国内の需要を満たしている、こういう産業でありますから、よく言われるところの資源消費型産業、公害多発型産業というふうなことで、この産業を淘汰した方がよいというふうな考え方が一部にあるように思ひますが、これはやっぱり私たちが安んじた国内産業を確立をするという、こういう立場からしても輸入の問題については今後やはり慎重を期していただきたい。特に国内産業を安定させる、紙パ産業を安定させるという立場で施策を講じてもらいたい、こういうふうに考えておるわけではあります。

ところで、だんだん今日のこの業界の進み方を見ておりますと、非常に付加価値の低い品種については海外に依存をする、あるいは海外に資本を投下して逆輸入をするというふうな形が最近出てきておりますけれども、これはやはり国内産業を保護し、国内産業を安定させる方向からするということと逆行をします。私としては、好ましい方向ではない、こういうふうには思つております。

それから、先ほどの意見の中で申し上げました労働者の休日などをどう配慮するの、かという問題でありますけれども、私も私自身が申し上げました休日に関する問題というの、とにかく設備廃棄一本やりでやるということが業界の実態にも即していないし、それから労働者の働きさまの方からもう一回操業の問題を考えてみてはどうか、こういう提言をしているというのを先ほど私は申し上げましたけれども、やはり一つの物を生産を

していくという過程の中では、少なくとも一方の当事者である労働者の労働条件という立場からこの問題点をなめてみる必要がある。少なくともいま隔週週休二日制の体制で仮にやるとすれば、それだけの休日と設けて、休転休日と設けて段ボール原紙の関係を操業するというものになります。三年後、通産省が言っているように、七二・六％ということではなくて八五％の操業度になるわけですから、二五％の設備廃棄をするというところまでやらなくてはならない、こういうことには実はなりません。そういう点で実は強調したかったわけでありました。

それから、今度の問題で、単に量的な問題だけでなく産業再編成というようなことの中で中小零細の労働者あるいは中小企業に大きな犠牲がいくんではないかということについては、私はそれとおりであると思います。少なくとも、たとえば国際競争力を強めるために集約型の設備廃棄をするということ、一律の減産の形でなく、廃棄計画をつくるということになります。結局は老朽マシンを抱えている中堅中小企業が淘汰をされるということになります。こういうふうなやり方というのは、結局そこに働いている労働者へ大きな犠牲が出てくるわけですから、そういうやり方については承服しかねるということになります。

それから、今度の法案の中の雇用対策という面について十分かどうかという問題でありますけれども、少なくとも今度のこの法案が設備廃棄という問題を中心にしてやや中期的な経営の安定を図るというふうな形で出ている以上、その中心の課題というのはどうしても雇用対策にならないということはおそらくおぼろげです。もっとやはり雇用対策という関係については抜本的に他の法案でもきちっとしたものをやらなきゃならない。職者法の関係というのがあるわけですが、少なくとも解雇を制限するという、法律が明確にそういう形で規制されない限りは根本的に労働者のいわゆる雇用安定にはつなげてこない、こう

いうふうなことを考えております。この法案の中で雇用対策というものをどこまで盛り込むかということについては、かなり大きな焦点ではあるけれども、やはりこの法律の趣旨がそういうところになんかありまして、少なくともこの法案の中で可能な限りこの雇用対策に関する問題をのせるというところは重要でありますけれども、やはりこれだけですべて済むという、こういう考え方は持っておりません。

○参考人(芦田基之助君) 円高の問題につきましては、二百四十円から二百三十円、さらに二百二十円台に上がってあるわけでありまして、このことによりましてやはり産業調整というものがより促進される、そのことがまた雇用問題にもはね返ってくるというふうなことで、私もこれは一つのやはり危機感を持つておるというふうに申し上げておきたいと思っております。

それから、稼働率の問題につきましては、先ほどもお話がありましたように、合議のような装置産業で二十四時間のエンドレスの操業のところは、そこへどうやって労働者の休日と確保していくかということが重要な問題でありまして、稼働率の算定とは直接関係ないといましようか、響かないというふうに見えていいのではないかと思います。

それから、設備廃棄と輸入の問題についてありますが、これも冒頭の意見開陳のときに申し上げましたように、一方で設備廃棄をしながら他方で輸入が野放しだといふふうなことで、われわれ労働者の雇用機会を少なくするだけでありまして、私は、やはり設備の廃棄にあわせて輸入問題については秩序化を図っていかねばならないと思っております。そのためには、繊維の国際取引決め、すなわち、MFAの協定を発動いたしまして二国間協定に取り組みべきだといふふうに考えております。

(理事福岡日出彦君退席、委員長着席)
同時に、国内の繊維産業が輸出競争力を持ち、あるいはまた輸入品に対応できるような産業に構造

改善をしていかなければならないというふうに考えております。

さらに、発展途上国に対する海外進出の問題であります。昭和三十年代の後半から四十年代の前半にかけては多くの繊維企業あるいは商社等が海外進出をいたしました。このことは一面ではやはり開発途上国の経済発展に寄与した、こういうことは認めなければなりませんけれども、余りにもやはり無秩序にラッシュしたことは事実であります。私も、この時点でやはり海外進出につきましてもっとやはり秩序ある海外進出をすべきだ、そのために行政当局は調整なり指導をすべきじゃないかということ強く提言をしてきたわけでありまして、そのことが今日逆輸入というふうな形でね返ってきておることも事実であります。しかし、石油ショック以降、わが国の繊維関係の海外進出はほとんどとまっておるというふうに見えていいのではないかと思います。

それから、この法案の効果のことですが、現在やはり過剰設備を抱えてにっちもさっちもいなくなつておる業界が設備過剰を円滑に処理していくということについては、ある一定の私は効果を持つておると思っております。しかし、これも私は冒頭の意見開陳のときに申し上げたのでありますが、この法律だけでは、やはり総合的な安定対策というものが必要である。すなわち、積極的な財政金融政策の展開によりまして内需を喚起する、あるいはまた秩序ある貿易体制の確立、さらにナフサ等の原料価格の国際水準並みの設定、そういうものをあわせてやっていかなければこの法案の効果は出てこないのではないかとこのように考えております。

それから、地域経済との関係であります。どんな産業でもやはり地域との協力によって成り立つておるわけでありまして、やはり同種の話し合いと同時に地域、すなわち、自治体等と十分やはり撤収等についても話し合いを行うべきであり、さらにまた、転換の方法等についても自治体

を含めていろいろ知恵を出し合っていくべきではないかというふうに考えております。

それから、この法案が雇用対策にどういった効果を持つのかという御質問であります。ただいまもお話がありましたように、この法律は設備の処理に重点が置かれておりますので、この設備の処理に伴って起きてくる雇用問題についてどうするかというところは、やはり現在の雇用問題の法体系をより充実させる必要があるというふうに考えております。現在でも特定不況産業離職者臨時措置法という一応の受け止まりはありますが、これはまだ十分ではありませんので、さらにやはり充実をしていく必要があると思っております。

さらに、労働組合の参加の問題についてのお尋ねであります。この法案による労働組合の参加につきましても、衆議院段階で当初原案よりかなり改善されました。しかし、私が冒頭に指摘しましたように、不十分でありますので、もっと労働組合のこの参加のあり方についてより十全の方法をとっていただきたいということを要望をいたしておきます。

○馬場富君 あわせまして、下山参考人の方に、繊維協会の関係では現在設備廃棄による計画の中で、やはり設備については一千億、それから雇用問題については一千億の予算で、計二千億の予算が一つは必要だといふことが業界紙等の中から考えられておるようなわけでございしますが、この点についての見通しの関係と、それから今度の法案の関係とひとつ説明していただきたいと思っております。あわせまして、いま芦田さんの方から意見も出ましたが、特に繊維関係については逆輸入の点かなり大きい刺激をしておりますが、韓国等についての二国間の協定を結ぶという点についての考え方を聞かせたいと思っております。

○参考人(下山雄雄君) 設備廃棄に一千億の金が必要というお話しでございますが、実は昨年の暮れに大体二割ないし三割の設備廃棄をした場合に、その残損価値を補償することとしたら一体どれだけの金が必要だろうかという試算をして

みたことがございます。その際に出てまいりましたのが大体一千億という数字でございまして、それがいろいろ新聞に出たかと存じます。その後、やはりこの設備廃棄を進めるに当たりましては、これを有効に進めるために再編成を進めるべきである、こういう話が出てまいりました。企業の再編成でございまして、先ほどのその千億という話は一応たな上げになって現在まだ来ております。その再編成が進みまして段階におきまして、再びこの設備廃棄をじや具体的にどうするかというところが問題になろうかと思ひます。そのときにはまた改めて具体的にどういふことになるのか、企業間において当然相殺される額もあるかと思ひますし、その際にはまたその際でもう一遍改めて計算し直すということに相なるかと思ひます。したがって、一応その千億という話は、昨年の暮れ、まだ話が全然具体化しておりません段階における単なる推定、推算の結果でございまして。

それから、逆輸入の問題でございまして、逆輸入と日韓の問題でございまして。先ほど声田参考人からもお話が出ましたように、確かに当初におきまして、合議についてもそうでございまして、各社が資本進出を非常に急いだ、焦ったことがございまして。非常に過当競争したという点がございまして。この点につきましては、その後だんだんこれに対する弊害が出てまいりました。また韓国等におきまして、何と申しますか、やはり日本の支配——支配と申しますか、日本の資本進出をむしろ好まない風潮も出てまいりまして、現在ではむしろ撤退の方向にございまして。それで、現在のこの輸入問題というのは確かに日韓の関係の問題が一番の中心でございまして。確かに香港、台湾等からの輸入がございまして、やはり韓国からの輸入が圧倒的に多いわけにございまして、この日韓関係で二国間協定を結ぶなら一体どういふふうな結ぶのかという点、これはやはり韓国との関係をまず第一に取り上げない限り輸入問題というものは解決の道がないと、こういうふうな考えております。

ますが、これはまた非常に政治的な問題も絡みまして非常にむずかしい問題で、われわれも頭を悩ましていてございまして。

○馬場富君 青山参考人の方に。

先ほど意見の中に日中貿易の打開というのが挙げられましたけれども、業界で日中間の貿易についての現況と見通しがあればお聞かせ願ひたい。

それからもう一つは、紙パルプの廃棄の問題の前進の中で二五％廃棄の問題が出ておりますが、その段階の中で、やはり通産の検討の中に、一つは一〇％変更が論じられたことがあると。これはなぜそのような一〇％から二五％に変更されたか、何かそこあたりで知って見える点がありまして、お聞かせ願ひたいという点と、もう一つは、労働者間には、設備廃棄については会社側において一つは人員整理にのせるというふうな、そういう動きがあるんじゃないかという疑義があるわけですから、この点の実態について御説明願ひたいと思ひます。

○参考人(青山陽一君) 日中貿易の関係で業界がどういふふうな考え、そしてどういふ見通しを持っていかうかという点については、私は業界の代表でも何でもございせんし、私には、いゝ立場にございせん。したがって、この点については意見を差し控えておきたいと思ひます。それから、二番目に出された設備廃棄を一〇％から二五％になせなつたか、あるいはそのことによつて具体的な人員削減、合理化というふうなことが意図されているのではないのかというふうな関係であります。二五％は、通産省が昭和五十六年の稼働率を計算する基礎に年間三百三十六日を稼働し、月にいたしますと二十九日以上の稼働ということになりまして、これを一〇〇％として現在の受注の関係から推定をして七二・五％と、こういうふうな計算をしていくわけですが、そこからやはり二五％というのが出たんだらうというふうな理解をしております。けれども、先ほ

ど言いましたように、少なくともGNP弾性値をどういふふうにとるかによつて相当実数は変わってくるんです、いわゆるその稼働率というのがですね。ですから、私たちとすれば、そういう数字の使い方なんかについてはもとより、先ほど言いましたように、労働者の働きさまの方からもう一度見直しながら稼働率というものを考えてもらう、こういうことによつて、おのずとかなり適正ないわゆる設備稼働率というのが出てくるのではないかと、こういうふうには思つておるわけです。それを何でもかんでも二五％の設備稼働率というのを頭に置いて逆算した形で稼働率をはき出すというふうなやり方については承服できないし、そういうふうなやり方というのは、ことさら労働者にしわ寄せさせながらやつていくこととする、そういう再編のあり方になつてしまふので、そういうことについては私は納得しかねると、こういうふうには実は先ほど申し上げた次第です。

○馬場富君 じゃ、最後に声田参考人の方に。

参考人の意見の中で、原料であるナフサの値下げ問題が出ましたが、この点につきましては、われわれもやはり円高差益の還元の中で非常に石油製品の価格というものは原料に影響するということ強く主張してきましたが、最近の政府の動きの中で値下げの指導に踏み切つてきたような現状にありますが、この点、国際ナフサ価格等もあわせまして現状どの辺が妥当か、そんな点で考えてみる点がございまして説明していただきたいと思ひます。

○参考人(声田基之助君) 国際価格は動いておりますので、的確に言ひあらわせないんですが、およそ二万、二千元ではないかと思ひます。

○馬場富君 終わります。

○委員長(楠正俊君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、中山太郎君が委員を辞任され、その補欠として前田勲男君が委員に選任されました。

○安武洋子君 長時間御苦勞までございまして。大変お疲れと思ひますけれども、申しわけございませんが、もう少し御意見を伺ひたいと思ひます。

まず青山参考人と、それから声田参考人にお伺ひさせていただきます。ごうございまして。

御意見の中にも再三出ておりましたように、この法律の目的の中に、衆議院で修正いたしました「雇用の安定及び関連中小企業者の経営の安定に配慮しつつ」と、こういう修正がなされたわけにございまして。こういう事項が加わつたための措置について、労働組合の代表としての御意見をお伺ひしたいわけにございまして。私も、この措置の内容が失業の予防と雇用の安定に本当に実効あるものであるかというふうなことで、昨日の委員会が質問をいたしました。政府の見解をお伺ひいたしましたところ、まだ全体としてはつきりしてないというのが答弁のおよそのところでございます。そして、まだ質疑は引き続いて行われますけれども、先ほどの御意見の中にございまして現行法以外の何か新しい法律によつて労働者の雇用の安定をさせる意図はないのかということにつきましては、そういう考えを持っておりませんという答弁でございました。ですから、私は、このままでは雇用の安定などということとは、中身は事業主への一般的な指導とか、それから現在の雇用関係の法規内の措置と、こういうことにとどまるのではないかと、それだけではなくて、皆様の御意見の中に雇用の安定ということがしきりに言われているわけにございまして、こういうことが形骸化されるのみではなくて、労働者の雇用が促進されていかなければいけないかというふうな危惧を持たざるを得ないわけにございまして。安定基本計画と申しますのは、御存じのように、各産業ごとに策定されるわけにございましてけれども、雇用の安定を図る措置として、では、一体具体的にどういふふうな内容が盛り込まれれば雇用の安定を図る措置として適当であるというふうにお考えでございましょうか。まず最初に、この点御意見

をお伺いいたしとごいます。

○参考人(青山陽一君) 衆議院段階で雇用の安定を図るという目的の一つにそれが入ったということについては、当初の原案からすれば一定の満足をしております。しかし、先ほど来申し上げておりますように、この法律の主たる目的が失業の防止とか雇用の安定とか、こういうところにそのねらいがあるのではないということから、どうしてもやっぱり雇用の安定、失業の防止という問題が二の次にされるということがどうしても出てきておるわけですから、少なくともこの法律は国あるいは行政が設備廃棄をして、そして大量の失業者をつくるという、こういうふうなものでありますから、少なくとも最大限やはり雇用の安定というものに関してこの法律の中に織り込んでいきたいという意思はずっと一貫して持っております。そこで、この安定基本計画の策定の段階にも、当然やっぱ雇用の安定というものがかなり重視された形で入ってこなきゃならないと思いますし、いわゆる例の信用基金の使い道等につきましても、たとえば紙パルプの場合で言いますと、場合によっては設備廃棄一本やりの形でない、たとえば格納、休止のような形が優先されて、それがたまたまそういうことで出てまいりますという、そのマシン、その機械に従事している人たちはそこで余剰的な形になってまいります。そういうような関係についても当面やはりそういうお金が使用できるような、そういう形というものがどうしてもやっぱりとられる必要があると思いますし、そういう意味からしても、先ほど申し上げましたように、やはり信用基金の関係についても、評議委員会ですか、この中に労働者の代表を入れてほしい、こういうふうなことを実は申し上げておる次第です。

○参考人(青田基之助君) 今度の法律は、先ほども言いましたように、過剰設備を抱えてにつきもさつちもいかなくなったこの業界、すなわち、このままだら全体が沈んでしまふんじゃないか、そのためにやはり減量が必要だと、その減量

をするのにどうやって円滑にやっていくかというのがこの法律の趣旨だろうと思えます。しかし、その減量によってこの犠牲を受けるのはやはり主として労働者でありますから、そうすると、私は、やはり労働者に対して救命ボートを出すべきじゃないかというふうに考えております。それなら救命ボートとは何かと言え、先ほど言いましたように、一つは関連のやはり総合政策というものを推進していく、一つはやはり内需の喚起であり、もう一つは労働者の転換対策等を充実していくということだろうと思えます。それが現在の法律でできるかどうか。私は、ある程度のことではあると思いますが、現在の法律ではまだ不十分であり、現在の法律をより充実強化していく方向で対処すべきじゃないかというふうに考えております。

○安武洋子君 どうもありがとうございます。

さらに続いて、青山参考人の御意見を承りとうございませうけれども、安定基本計画に基づいた設備の処理の促進が業界の再編成を一気に推し進めて、強力な推進力になりまして、結果的には大手企業は生き残れるけれども、業界の中小企業や下請企業の大規模な整理、淘汰が急速に進むというふうになるんじゃないかと思われるわけなんです。それで、紙パルプ業界の中小企業と下請企業、そこに動かれる労働者の状態でございますね。そういう状態をお話し願うとともに、大企業の中小企業分野への進出状況なども把握されておられます範囲内でお話し願えませんか。

○参考人(青山陽一君) 紙パルプ産業というのは非常に下請関連企業が多い業種だと思います。たとえば一つの工場の中にその工場に付帯して運輸部門とか原料部門とか、それから機械の修理の下請とか、こういうのが非常にたくさんその事業所の中に一緒に下請として同居をしている、こういう関係があるわけですが、いわば産業再編成の中で本体の紙パルプの方の構造が変化することによって下請の労働者に与える影響というのはきわめて紙パルプの場合に大きいということが言え

ると思えます。特に中小企業の関係で、今度のような法案が出されまして集約廃棄というふうなことになるってまいりますという、勢い、いまおっしゃる通りに、中堅中小企業の方に相当大きな犠牲が行ってしまう。と申しますのは、何と云っても大きな資本力を持って新鋭マシンを持つていってそこでない、いわば大正時代からのマシンでもってやっていると、あるいは昭和の初期からのマシンを使っているとか、こういうようなところが必然的に淘汰されるということになりますから、そこで働いている労働者にかかってくる負担というのは甚大であると思えます。

それからさらに、大企業の中小企業分野への進出という問題ですが、特に先ほど申し上げましたように、家庭用薄葉紙——ちり紙とか、それからトイレットペーパー、こういうようなところと、こののは非常に零細企業がたくさんあります。ところが、国民の消費構造の変更にいうことからは、これも、大企業がティッシュペーパーを生産をすれども、こういうことになって、ちやうど国民の消費構造がいままでちり紙でもってやっておったものが今度ではティッシュペーパーを使うようになったというふうなことで、あるいはその消費構造の変化というふうな問題についても、大企業のやっぱり操作によってそういうふうになったというふうに見られる向きもあるのですが、やっぱり国民がティッシュペーパーの方がいい。いわゆるちり紙とかティッシュペーパーの方の分野というのはいままで中小零細が生産をしておったものでありますから、消費構造の変化なり大企業がそういうふうに進出をすることによって中小の分野がどんどん侵食をされていく、こういうような形が顕著に実は紙パルプの場合に出ております。そういうようなことについては、今日まで通産省交渉であるとか中小企業分野に対する交渉であるとか、大企業の中小企業分野への進出については規制を加えてくれという形で、かなりいまでも交渉などをやっておりますけれども、なかなか実効が上がら

ない。たとえば王子製紙がかなり大きなティッシュペーパーをつくるというふうなことも、これも一定の年月を切って生産を抑えるというふうな程度にしか規制が加わってないというふうな現状であります。やはり抜本的に中小企業の事業分野法についてもっと見直しを図っていく、そういう必要があります。そうしないと、特にこの機械すき紙、いわゆる家庭用薄葉紙の業界というのははじり貧の状態になってしまふ。私たちがとしては、少なくとも大企業と中小企業が共存できるような政策というものを考えますし、国もそういう形でやっていたらいいというふうに考えております。

○安武洋子君 ありがとうございます。

申しわけないんですが、もう少し引き続き御意見をお伺いしたいのですが、やっぱり青山参考人でございまして、四相場の急騰によりまして、紙パルプ業界の場合、原料であるチップの差益分が安くなってそれで手に入ると、こういうメリットがあると先ほどのお話の中に出ておりましたけれども、同時に、パルプや各種の用紙の海外製品の価格の競争ということも生じてきているんじゃないかというふうに思うわけなんです。この点で単純に輸入製品が安いからということで、製品の海外依存とか、それから海外投資による製品の輸入に走ってまいりますと、現在の一部の構造不況業種のように、将来の国際競争力を喪失してしまうというふうなことで産業構造上の転換対象になるというふうなことになるのではないかと、この動きは先ほど申し上げたように、この動きは先ほど私が申し上げたようなことにはなるのではないかと、労働組合に私自身は思っておりますけれども、労働組合の方としては、この点いかがお考えでございませうか。

○参考人(青山陽一君) おっしゃるとおりだと思います。少なくともほとんど輸入輸入パルプが入ったり、特にいま顕著にあらわれているのはパ

ルブとクラフト紙だと思ふのですが、これによつて少なくともそれを生産をしている国内の紙パルプメーカーは相当やっぱり痛手をこうむるし、そのことによつてさらにまた労働者に対していろいろな形で犠牲を強いられると、こういう形が出てまいりますから、先ほども言いましたように、国内の産業を安定させるということと同時に、やはり労働者の労働条件なり、労働者が雇用不安におのかないような形をとるために、ある一定の輸入関係については制約を加えていただくというふうな、こういうことがとれないかというふうなことは思つているところです。

○安武洋子君 では、これで最後にさせていただきますが、これは声田参考人と青山参考人に御意見を伺ひたいとうございます。

いま、企業は設備は休止する、その一方で操業中の施設をフル稼働させると、こういうことで、労働者は雇用調整ということで人員削減などがどんどん行われる、もう過酷な労働条件でぎりぎり働かされると、こういうふうな大変矛盾した現象が多くこの産業の中で起こっているわけなんです。いまこの法案がもし成立するならば、設備の処理促進、これが進む中でさらにこの矛盾は一層拡大していくのではないかとこのように思ふわけですが、けれども、この法律が過剰設備を解消して需給のバランスを回復するということを目的としているものですから、この目的が需給バランスを回復するというところであれば、少なくとも便乗的な労働者の犠牲で生産性を向上する、これを追求するというふうなやり方は厳に戒めるように通産省は私に指導する必要があると思ふんですけれども、労働条件の確立とか、あるいは改善の御要望とか、設備の処理の方法とかというふうなことにつきまして労働組合としての御意見をお聞かせ願ひとうございます。また設備過剰に陥つた要因の一つに政府の見通しの甘さがあつたという点は、これは私どもの質疑の中でも政府も認めております。その結果が労働者への犠牲になつてはね返ってくる以上、私は、産業政策の策定のその段階から労働

者の意見も当然反映されるべきではないかというふうな考へておられるわけなんですけれども、こういう点についてもお考えをございましてどうか、この二つについてお伺いをさせていただきます。

○参考人(青山陽一君) 設備廃棄をある一定の率で行つた後、さらに残された設備でまたフル稼働をやると、そこではやはり大きな労働強化がまた出てくるのではないかと、従来以上に大きな形が出てくると、こういうことが予測されます。それはおつしやるとおりです。そこで、やはり少なくとも先ほど言ひましたような形で、一方ではこの労働者の労働という側面、いわば国際的な公正基準というものを追求しながら、そこでやはり今後の操業状態というものを考えなきゃならないということを再三申し上げておりますけれども、それが今日まで必ずしもそうではない。通産省の指導も、実は紙パルプの場合で言えば、オイルショック以降むしろ新増設というものを通産省が奨励したというふうな形があります。したがつて、現在設備廃棄をしなければならぬやうな状況は、まさにこれは通産省の責任であり業界の責任だといふふうな思ふわけです。ただ、それは言つても、いまこれだけ過剰設備を抱えているという状況の中で、それは責任は確かに重い、責任をとつてもらひたい、こういう気持ちにはありますけれども、やはりこの法律の施行によつて経営的な軽くなる部分については一定の分量をそれはやらなければならぬと、こういうふうには思つておられるわけです。

そこで重要なことは、いまも御指摘があつたように、少なくともこの産業政策を打ち立てるときには、再三申し上げておりますように、その産業に働く労働者というのは当事者の一方でありますから、その一方の当事者たる労働者の意見を聞きながら、あるいは十分その意見を反映させるという形をつくりながら産業政策というものを策定をしなければならぬといふふうに思つておりますし、そのことは今日まで一貫して通産省なり労働省なり、あるいは業界に対して申し上げてきてお

ります。特に紙パルプ連の場合も、ことしの一月に昨年からの作業を進めてまいりましたが、紙パルプ産業の現状と課題、現状分析を初め、労働者がみずから手づくり上げた産業政策というものを一応持つておりますので、こういうふうな関係についてぜひとも政府の機関でも、通産省の紙業課を通じて、十分私たちの考えというものをくみ取つていただきたい、こういうふうには思つております。

○参考人(青田基之助君) 設備の処理が進められて、需給バランスを回復した時点では、フル操業になつて労働強化が行われるのではないかと、こういう御指摘であります。私は、需給バランスを回復をした場合に操業率を上げるといふことは当然であると思ふんです。そうしなければ産業も企業も安定しないわけですから、操業率を上げることは当然である。しかし、操業率を上げるによつて労働強化にはね返るやうな場合は、私どもはやはり労働強化反対の闘いを進めていかなければならぬといふふうに思つております。それはどうやうな労働強化を排除していくか。一つはやはり要員の確保だと思ひますし、もう一つはやはり残業等の規制を強めていく、そういうふうな形で、公正な労働基準を確立していく体制を整備していかなければならぬといふふうに考へております。

それから、産業政策策定の段階から労働者が参加をすべきではないかと、こういうお話でありますが、私も全く同感であります。繊維産業の場合には繊維工業審議会が設置をされておまして、われわれの労働組合の代表も参加をしております。しかし、日本の産業政策全体をやっぱり審議する産権審の場でありまして、その他のやはり経済関係の審議会の場に労働組合の代表の参加というものはきわめて少ないわけでありまして、私どもは、この参加の場をより拡大をしなければならぬといふふうに考へております。そのことをまたあわせて要望しておきたいと思ひます。

日の参考人の方々に對する質疑はこれにて終了いたします。

一言御礼のごあいさつを申し上げます。

参考人の方々に、御多忙のところ長時間にわたり御出席いただき、また貴重な御意見を拝聴させていただきました。ありがとうございます。

委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時五分散会